

参議院中小企業対策特別委員会会議録第四号

平成七年三月十六日(木曜日)
午後一時六分開会

委員の異動

三月十日

辞任

大森 昭君

補欠選任

梶原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石渡 清元君

鈴木 栄治君

中曾根弘文君

村田 誠醇君

松尾 官平君

岩崎 純三君

大木 浩君

加藤 紀文君

竹山 裕君

梶原 敬義君

櫻井 規順君

前畑 幸子君

吉田 達男君

井上 計君

片上 公人君

白浜 一良君

古川 太三郎君

市川 正一君

甌 正敏君

国務大臣

通商産業大臣

橋本龍太郎君

政府委員

通商産業大臣官
房総務審議官

林 康夫君

通商産業省貿易
局長 広瀬 勝貞君

通商産業省産業
政策局長 牧野 力君

中小企業庁長官 中田 哲雄君

中小企業庁次長 鈴木 孝男君

中小企業庁計画
部長 安本 皓信君

中小企業庁小規
模企業部長 小川 忠夫君

事務局側
常任委員会専門
員 里田 武臣君

本日の会議に付した案件
○小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時
措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石渡清元君) ただいまから中小企業対
策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十日、大森昭君が委員を辞任され、その補
欠として梶原敬義君が選任されました。

○委員長(石渡清元君) 小規模企業共済法及び中
小企業事業団法の一部を改正する法律案並びに中
小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置
法案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木栄治君 よろしくお願ひいたします。
本日に私、大臣の御答弁を聞いておると、この
人に任せれば何とかなるんじゃないかなとか、非

常に魅力ある方だと私常々思っているのをご
います。

この間、中曾根先生の集中審議で、「急激な円高
というものの影響が輸出型産地の中小企業に、特
に中小製造業にどのような影響を及ぼしているか
について調査を実施いたしております。もう近い
うちにこの取りまとめは出てくると思います」と
大臣このように御答弁なさったと思うのでござい
ますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど御承知のよ
うに三月の八日、為替の大きな変動の中で九十円
台を突破という事態になりました。私ももととして
は、全国の輸出型産地の中小企業に対して製造業
を中心に調査を行いました。そして、公式には恐
らく間もなく発表できるところでおります。

この取りまとめの中で出てまいります影響とい
うもの、現時点で申し上げられますことは、調査
対象の中小企業のすべてが、既に最近の円高の影
響が出ている、あるいは今後必ず出てくるという
お答えが出てきております。昨年の秋、同じよう
な調査をいたしましたときには、円高の影響は必
ずしも受けていないというお答えが、それでもあ
る程度ございました。今回はすべての方々が、影
響がある、あるいは近く出るというお答えに変わ
っております。非常にその影響の深刻さを物
語っております。

また、採算レートをお尋ねいたしましたことが、試
算による平均値が大体百十円ぐらいになっており
まして、昨年九月の調査時点におきましては同じ
ような問いかけに対して平均値は百十三円であり
ましたが、円高の方向に一生懸命対応すべく努力
をしていたいたにかかわらず、その努力を吹き
飛ばすような状況で円高が進行し、現時点で採算
レートが一ドル九十五円未満とおっしゃる方は
二割しかありません。

こういう状況でありまして、この円高というも
のが輸出型産地の中小企業に与える影響というも
のは非常に厳しいものでありますし、何とかこの
為替水準をノーマルなものにしたい、何とかこの
通貨当局に対してお願いを申し上げる以外に方法
がないわけでありまして、今日の午前中八十九円
台がまた出現をいたしているという状況でありま
して、非常に心配をいたしております。

他方、今回の調査でも、今後の対応策として新
製品開発でありますとか新分野への展開といった
前向きな取り組みを行おうとしている企業もなお
相当数見られるわけであります。この方向に対
しては我々は積極的な支援をしなければならな
い。そのために、従来から講じております中小
企業新分野進出等円滑化法など各種の施策に加え
まして、新たな事業分野へ開拓の努力をしようと
しておられる方々を支援しようとして現在御審議
をいただいております中小企業創造活動促進法を
中核とした資金調達円滑化、販路開拓の支援な
どの総合的な施策の必要性は一層強くなってい
る、そのように理解をいたしております。

同時に、非常に苦境に立っている中小企業にと
りまして、前向きな努力をするにも経営を安定さ
せるといことが何より肝要でありますから、当
面は長期低利の融資制度であります運転資金支援
特別貸付制度、緊急経営支援貸付制度を最大限利
用していただくことを期待いたしております。

○鈴木栄治君 今こういう乱高下のときに、特に
高くなっているときに見通しというのは大変難し
いと思いますが、ひとつその辺よろしく願ひし
たいと思います。

私、実は議員になる前は違う世界にいたもので
ございますから、全く違う世界にいて、中小企業
と言われても正直な話ほとんどその内部のことだ
とかそういうのはわからなかったのをごさいま

す。それで私、特にこの委員会に來させていたいただきまして自分もそれなりに勉強はしているのでございますが、やっぱりお役人さんから上がってきたものを見ていただけではどうにもわからない。

その中で私、自分でアンケート用紙をつくりまして全国約五百社ぐらゐに配ったのでございまして。それで、今大体百通ぐらゐ戻ってきているのでございますが、これは変な話、中小企業の中の上から、ごく下から、もういろんな業種に配りました。中身は、ここ数年の不況下においては貴社はどのような対策を講じたかとか、昨年と比べこの求人数はいかだとか、それから中小企業対策として現在最も必要とされるあなたが望むものを三ヶ条挙げて。これは去年の十二月から今年の一月、それで、円高になってからのはまだ回収しておりませんので、私これを今全部まとめまして、そしてその調査結果に基づいてまた改めて聞きたいし、またその対応を御質問させていただきたいと思ひます。

しかし、これをずっと私見ていますと、本当にほとんど九九％は、見通し暗い、何とかならないかと。それから、例えば個別に外国人研修制度は何とかもう少し延びないかと、あと無担保融資を何とかしてくれとか、そういうのが多いのでございます。その中においても、特に産業の空洞化、これを心配している方がほとんどですね、今百通ぐらゐありますが。

産業空洞化対策といたしまして、既に平成五年十一月より中小企業新分野進出等円滑化法、いわゆる中小リストラ法、これを施行しておると思うのでございますが、これの今の運用状況並びにこの評判をぜひともお聞かせ願ひたいと思うのでございます。

○政府委員(安本皓信君) 円高等を契機といたしまして、海外生産の増強でありますとか国際競争条件の変化あるいは部品の内製化等の構造的変化が生じているわけでございますが、こうした中で中小企業が活路を切り開くために行います新分野進出等を支援し、その円滑を図ることが必要であ

るわけでございます。

このため、平成五年九月の緊急経済対策に基づきまして、構造的変化の影響を受けている業種に属します中小企業者の中で特に生産額の減少等により影響を受けている者を対象といたしまして、中小企業新分野進出等円滑化法が平成五年の十一月二十五日に公布、施行され、この法律を柱にいたしまして各種の支援措置を講じているところであります。

本法につきましては、新分野進出でありますとか海外展開を積極的に進めようとしております中小企業者の関心が大変高くありまして、平成七年二月二十八日現在で承認件数は全国で千二百八十二件に上っております。この法律を活用している企業の中には大変意欲的な事業展開を行っている者が多いというふうな認識しておる次第でございます。新分野進出等の計画の承認を受けた企業を、食料品、繊維等二十業種、これはいわゆる産業分類の中分類ベースでございますが、それで分類いたしますと、新分野進出については全体で千七百七十七件というふうなことでございまして、中小企業者というふうなことでございまして、この法律が構造的問題を克服しようとする大変意欲のある中小企業者にさらに広く活用されることを期待しているわけでございます。

○鈴木栄治君 そうなんです。このアンケートの中でもそうなんですけれども、非常に苦しいと言割に、意外と多くの方が自助努力しなきゃしょうがないじゃないかと。他人に何かやってもらうというんじやなくて自分たちで活路を見つけようよとか、中には、極端なのは中小企業を保護保護と言わなくて、政治家の数だけ数はたくさんだとか、そんなようなことも書いてあるんですよ。これは多分、私みたいなのが出たから、森田から来ているんだからどんなことを言ってもいいだろうと思つて来ているのかもしませんが、このアンケートの中で私が直接電話でインタビューしたものがあつて、

その中で、リストラ法でも海外支援をうたつておりますね、それで中小の方が東南アジア、これは何とか向こうへ行ってやらなきゃいけないだろうというところで五年計画でタイの方につくつたと。向こうへ行つて人を集めて人材を育成していく。ところが、そうするとやっぱり向こうの方は日本の方と物のとらえ方が違ふところがありまして、要するに自分の才能を高く買ってくれるところにおれば行くよと、そういうところがあるんですね。だから、今まで面倒を見てくれたというよりも、おれの才能を高く買ってくれるところへおれは行くんだ。言わなければ、せっかく育てて管理職にしようと思つたらまたいなくなつてしまった。

それと同時に、いろんなところが今度は来るものだから、初め十人で一社ぐらゐだと思つたのが、十人のところに五社も六社も来るものだから、初めに考へていた人件費よりもどんどん高騰してしまつた。これはもう参つたと、えらい目に遭つているというんです。

これはどうなんでしょうか。海外進出を支援するのはいいことなのでございますが、この辺の指導並びにこれからどうやって対応していけばよ、そのようなことをぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木孝男君) 先生御指摘のように、海外に進出した中小企業の方が現地で現地管理者を確保する、あるいは現地管理者を育成するということ、これは、我が国の中小企業のこれからの海外展開にとって極めて重要だろうと思つております。

このような観点から、私も、中小企業事業団を通じて、まだ三カ所というふうな数は少ないのでございますが、現地におきまして日系の中小企業に携わるような現地の管理者を育成するよいうなセミナーを開催しております。また、経済協力の観点から、海外技術者研修協会、これは日本に現地の方々を招きまして大体毎年四千人数ぐらゐの研修をやっております。また、海外貿易開発協

会からは我が国から専門家を現地に派遣する、これは毎年四百人数ぐらゐでございますけれども、そういうふうなことで人材の養成という形に力を尽くしておるところでございます。

今後とも、通産省といたしましては、これら事業を通じて我が国中小企業の円滑な海外展開を図れるように講じてまいりたいと思つております。

○鈴木栄治君 大臣、何か一言お考え等ございましたら。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、基本的に日本企業自身が従来と考へ方を変えなければいけない時代に入つてなおその自覚が必ずしも十分ではなかったのではないかと、そんな印象が抜けません。

と申しますのは、私自身が紡績会社のサラリーマンの出身でありますけれども、当時我々の企業はエルサルバドルに現地法人を持ち、現地の技術指導を行つておりました。ところが、当時どうしてやはり管理者として、少なくとも管理職のポストには日本人を配置するという考へが抜けませんでした。今その状況は変わつてきております。ところが、やはり今日でも、実は現地における人材養成のプログラムというのは必ずしも十分ではありません。

昨年、長官たちにも大変苦勞をかけたんですが、APECの中小企業大臣会合を大阪で持ちましたときにも、実は現地における人材の育成、殊に現地の幹部職員の養成というものについては非常に各国で議論が出ました。そして、これは日本企業だけが困っているのではなく、現地の会社も同じ問題に遭遇しているわけでありまして。例えば、日本語のできる社員を自分のところで養成した、日本の会社が出てきてそれを引き抜いた。これは実は両面があるんです。

それだけに、私は基本的には日本自身がやはりそれぞれの国における人材養成、人材育成というものに積極的に手をかしながら、特に現地における幹部職員養成というもののプログラムを、今事務方から御答弁を申し上げましたようにきちん

したプログラムを持ちながら人材育成に積極的に手をかけていくこと、それがなければこの問題はいつまでたっても消えないように思っておりますし、今まだスタートしたばかりという非常に謙虚な答えがありましたけれども、こうした芽は伸ばしていきたい、そう考えております。

○鈴木栄治君　こういうのはずっと突き詰めていきますと、それぞれ国々のその人々の考え方の相違とか、また文化だとか習慣だとか、いろいろ違いがありますね。ですからそういう意味で、まずお互いに話し合うところから、ただそこが安から行くとか、ここはこうだから行くという前にそういうふうと考えていくのがまず必要かなと、私そう思います。

さて大臣、私は俳優においては芸能プロダクションにいます。（「中小企業だ」と呼ぶ者あり）芸能企業です。それで、やっぱり私のプロダクションでも毎年アイドルを出さなきゃいけないんですよ。

それで、数年前でございますが、三人の若い女の子のアイドル、これを出そうということで、私は大体担当責任者みたいなものです。そのときに、その三人の女の子に芝居をやらせたり歌をやらせたり踊りをやらせたりいろいろやらせた。半年、一年たつて、正直な話が二人の女の子は非常に可能性が出てきたんです。もう一人の女の子、いや決して悪くはないんですが、芸能界のそのときの時流というのが、要するに受けるタイプと受けないタイプとある。

それで、その三人の女の子が一生懸命やっていると、例えば今度テレビに出るんだ、衣装がないと言え、わかったと衣装を買ってあげたり、こういうところで自分は体を鍛えたいんだと言え、わかったと、そういう援助をどんどんしていったんです。

で、私考えたんです。本当はこの三人の女の子に絶えず平均してやってあげたいと思ったのでございすが、正直な話私もう二十数年芸能界にいてその一人の女の子を難しいと思ったんですよ。

でも、この子が歌を書いて詞を書いたとき、私また見たんです。これが非常に才能あるんですよ。ですから私、彼女を二人呼んで、いやいや君はかわいいうしてきだと思、ただ君みたいなタイプは今ちょっと望まれないと、だから君は作詞家の方に行ったらどうかと。

初めはふてくされていきますよ、自分はアイドルになりたいと思っていたんです。でも、私がそのような道をつくってあげてやらせていったら、彼女の才能がそれで開花し始めたんですね。ですから私は思ったんです、三人公平にやってあげなきゃいけないかと思、その今の時流に合わない子、一生懸命やっているんですよ、でもその子に、ああそうか衣装か、はい何だと思えず援助してあげることが彼女の将来において本当にいかどうか。そこで私は決断して、大変言いづらいことだけれども彼女のいい面を伸ばしてやろう、そう思ったなら、それが彼女にとって非常によかったわけです。

私、芸能界と国の基盤となる経済と、これはもちろん一緒になることはございせんけれども、今中小企業の皆さんは確かに頑張っています、しかしこれだけの国際情勢になって、これだけの円高になって、やっぱりこれは弱っている人を絶えず助けてやるいろいろな結構ですけども、あるときは、待てよと、あんたはすごいところを持っているよ、でもこっちの方の道に行ったらどうなんだと、そういう指導とか、またそういうものに対して国が融資なり助成なり今以上にバックアップしていただきたい、私はそう思うのでございます。

それと同時に、今まではそういううまくいかなかった企業にどちらかというと目を当てて、何とかしようとかしようという、そういう施策が多かったんじゃないか。これからは私、それも悪くはないですよ、もちろん悪くはないのでございすが、成功した企業、今非常に元気が出てきている企業にスポットライトを浴びせて、なぜこの人たちが成功したのか、なぜこの人たちが今順調に

来ているか、これを徹底的に調べて、そして今うまくいかなかった人たちに、こうやれば成功した例もあるよ、こうなんだよ、ああなんだよと説明してあげ、指導してあげる。そして、どうしてもこれはまずいなど、そういうときは新たな道をつくってあげる。私、これが今一番望まれているところではないかなと、そう思うのでございます。

ですから今回、中小創造法でございますが、多分その辺に力点を置いているらうと私は信じているのでございますが、いかがでございましょう。

○国務大臣（橋本龍太郎君）　私は、産業政策というのはいまだ時代とともに変わってきたと思えます。そしてその中で、確かに委員が触れられましたように、むしろ弱者を救うということが必要であった時代、これは確かにありました。また、特定の分野が非常に大きな影響、波を受けますときに、それらの分野がそれなりにその時流を乗り切っていくような全体を見渡した施策というのにも必要だった時期があると思えます。

しかし、今本当に大きく産業構造が変わろうとしているときに、それでは済まないというのは委員の御指摘のとおりでありまして、まさにやる気のある方々、これに種を探し、そしてそれを実らせるまでの間をできる限りのサポートをしていく、言いかえればやる気のある方をサポートする。そのための法律としてのこの創造法を、私は本当にそういう活用の仕方をしていただけることを心から願っております。委員の御指摘の方向でこれが役立つことを私は確信しております。

○政府委員（中田哲雄君）　今、委員御指摘のありました元気のいい企業の紹介あるいはその成功事例を皆さんにお知らせするといったようなことにつきましては、私どもも大変重要性を感じておりまして、今度の予算措置によりましてこういうこともやろうということで、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木栄治君　踏ん張っているやつらはやっぱり

努力しているんですから、ぜひそういう人たちにスポットライトを浴びさせてあげたいと私は思うんです。何でもかんでも平たいのがいいんじゃないんです。何でもかんでも平たくすることが公平だとよく言いますけれども、あるときはこれは差別になっちゃうんじゃないかなと私は思います。それでは、三分ばかり残しましたが、同僚の加藤議員がもう盛りだくさんと言っておりますので、私はお譲りしたいと思えます。ありがとうございます。

○加藤紀文君　自由民主党の加藤紀文でございます。大臣、連日委員会やまた通産行政のトップとして殺人的なスケジュールを精力的にこなされている姿を拝見し、心から敬意を表したいと思っております。

私は、小規模共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思えます。

まず初めに、大臣にお尋ねさせていただきたいと思えますが、この小規模企業共済制度というのは昭和四十年に創設されて三十年を迎えるわけでありまして、創設当時のように公的年金制度の未成熟な時代や、また我が国の経済のいわゆるパイがまだ小さかった時代から今日まで、五年ごとにそれぞれ時代の変化に応じて制度の見直しをしてこられたわけでありまして、今回の改正はどのような視点に立って見直しをされるのかお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（橋本龍太郎君）　この小規模企業共済制度は、御承知のようにいよいよ高度経済成長が花を開くという時期、その時期に生まれた制度でありますけれども、その後の三十年という時間の間に随分状況は変化をいたしました。例えば高齢化は非常に進展をいたしましたし、一方で金融制度の自由化といったものが現実の問題となり、この制度を取り巻く社会環境、経済環境というものは非常に大きく変化してきたと思っております。

そして、そうした視点から、中小企業政策審議

会におきまして小規模企業共済制度のあり方についての検討が行われてまいりました。そして昨年の十二月、意見具申が出てきたわけでありまして、その方向というものは、まさに社会経済構造の変化あるいは契約者のニーズに対応した安定的な制度としてこれからもこの制度が必要であり、健全な発展を遂げるようにという視点から出された御意見と私どもは受けとめておりまして、その中から、そこに盛り込まれましたそれぞれの御意見というものを今回改正法案の中に盛り込ませていただきます。

どうぞ、これが生きて使われますように、今後とも御協力を心からお願ひする次第であります。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

この小規模企業共済制度そのものは、中小企業政策の中で現在どのような役割を果たしているのでありましか。また、この制度の将来性というのはいかがなものでありましか。あわせてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) いわゆる小規模企業というものが、平成三年の事業所統計によりまして約四百九十万事業所、中小企業のうちの約七六%を占めております。これは、我が国の経済の中で非常に重要な役割を担う一方では生業的な色彩が濃く、そして経営基盤が脆弱だという問題点をはらんでいる、私どもはそう思ひます。それだけに、この小規模企業の経営基盤が強化され、経営が改善、発達をしていただくことがやはり非常に重要である、私どもはそう考えながら小規模企業対策というものを従来から進めてまいりました。

その中で、この共済制度というものは、経営基盤の脆弱な小規模企業が安心して事業に専念していただけるように、相互扶助の精神に基づいて事業の廃止などに備えるため毎月掛金を納付されながらいわば今日までの歴史を積み重ねてきた基盤的な制度でありまして、昭和四十年の制度発足以来三十年の間に非常に順調に加入者も増加して

おりました。現在、在籍者が約五十万人、共済資産も四兆六千億に到達しております。

今、非常に厳しい経済環境の中で、小規模企業者を取り巻く環境というものは一層厳しい状況でありますけれども、それだけに、こうした状況の中にあつてこそ、私は小規模企業者の経営を支えるこの共済制度の意義というものは一層大きくなつていき、これからもそのウエートは落ちることとはない、そのように考えております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

それでは、具体的な中身に触れさせていただきたいと思ひますが、今回二階建てということになりますが、公的年金制度も老齢基礎年金と老齢厚生年金の二階建て、また昨年論議を呼んだ二階建て減税等やら、何か二階建て方式がブームのようになっておるわけでありまして、今回導入されるようになっております固定額の基本共済金と金利変動にに応じた付加共済金による二階建て方式、これをちよつとわかりやすく御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠夫君) 今、先生御指摘のように、今回の小規模企業共済制度の改正の中の大きな柱の一つといつたしまして共済金の額に係る改正を予定しているわけでございます。これは、近年の金融の自由化に伴う頻繁な金利変動等の社会経済情勢の変化に対しまして小規模企業共済制度の安定的運営を引き続き確保するために、金利の変動にに応じた共済金の額が算定されるようにするものでございます。

具体的に申し上げますと、現行制度では法律の別表で固定的に定められている共済金額について、基本共済金額と付加共済金額の合計額に改められて、基本共済金額と付加共済金額の最低保障金額と申しますのは、いわば共済金の最低保障金額として法律別表で固定的に定められるものでございます。また付加共済金額は、運用収入の見込み等をもとにいたしまして毎年度算定されるものでございます。金利の変動にに応じた仕組みとなる部分でございます。共済契約者にとりまして、共済事

由が発生しまして本制度から脱退する際にこれらの基本共済金額と付加共済金額を一括して受け取るということになるわけでございます。

なお、このような算定方法につきましては、例えば生命保険の運用収入が予定利回りを上回るなどにより配当金が分配されるというような場合と類似したものでございます。

○加藤紀文君 そうしますと、今回の改正によつて、既に加算している契約者の方々とこれから新たに契約される方との取り扱いが問題となつてくると思ひますが、どのように考えておられるのか。また、当然公平さを欠くようなことがあつてはならないわけでありまして、その点についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中田哲雄君) ただいま御説明申し上げました二階建て方式の導入に当たりましては、相互扶助という制度本来の趣旨に沿ひまして、既に加算している人々と新たに加入する人たちの間の公平性ということ、それから既に加入している人たちの既得の利益が損なわれない、制度の安定性に対する信頼が損なわれない、この二点が大変重要であるというふうに考えております。昨年十二月に中小企業政策審議会の意見具申をいただいて今般の法改正に臨んでいるわけでございますけれども、この意見具申におきましてもこの二点についての御指摘をいただいているところでございます。

具体的に法案上の措置をいたしまして、既に入をいたしております契約者に対しては、既に加入している新規の加入者にいたしまして、ともに公平に扱われますように法施行後はひとしくこれを適用するというふうに考えております。また、あわせて既加入者の利益が損なわれないように、共済金の算定に当たりまして改正法施行までの間の契約期間、これは過去からのものでござい

ますけれども、この契約期間に應じました共済金の額が確保できるように特別の経過措置を講ずるようになつております。よろしくお願ひいたします。

○加藤紀文君 よくわかりました。

では次に、小規模企業の事業者などが途中不本意に掛金が払えなくなつたり、また解約せざるを得なくなつたりすることを防止するために、月掛金の減額の変更を認めたり、また掛けどめ制度を導入するということでありまして、これで脱退傾向に歯どめがかかるのでありましか。

○政府委員(小川忠夫君) 今回の制度改正におきましては、今委員御指摘のように一定の条件に合う場合につきましては掛金の掛けどめ制度を導入することになつております。また、掛金の減額につきましても、運用におきまして従来大変厳しくこれを原則的に禁止していたものを要件を緩めるといふことを考えております。

これによりまして、従来不本意に解約せざるを得ないというような契約者が大変多かつたわけでございますが、かなりの程度これによつて救われるのではないかとこのように考えております。

○加藤紀文君 それと、今回第二種共済を廃止するということでありまして、第二種共済の利用状況というのはどうなつておりますのか、また廃止による弊害はないのでしょうか、あわせてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小川忠夫君) 第二種共済制度につきましては、法制度発足の昭和四十年からある制度でございます。

昭和四十一年度末がピークになつておりますが、このときに在籍者が約一万七千人おりました。昭和四十二年に法改正が行われまして現在の第一種共済制度が本共済制度の主たる制度として発足したわけでございますが、その際特例として、第二種共済制度の在籍者は一定期間、これは九十日間ということでございますが、その期間に限って第一種共済制度への移籍を認めただけでございます。その間に、この一万七千人余りの在籍者の過半に当たる一万四千人強が第一種共済制度へ移行いたしました。

その後、この第二種共済制度の在籍者は年々減つてまいりまして、平成六年三月末現在の在籍者は七百九十三人となっております。過去十五年

間は新規加入者は一人もおりません。また、この在籍者七百九十三人の大半の者が加入後二十五年を経過していることから、今後五年程度の後には大半の人が共済事由である三十年満期を迎えて脱退することになるため、残存者はさらに少数になると見込まれております。

○加藤紀文君 それでは次に、貸付制度について質問させていただきますが、これまで共済契約者は無担保無保証人、またすぐに貸し付けてくれるという手軽さで一般貸付をかなり利用していると聞いておりますが、その制度概要と利用状況はどうなっているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(小川忠夫君) 小規模企業共済制度におきまして現在の一般貸付制度は、共済契約者に対しては納付した掛金の範囲内で、かつ二百五十万を上限として無担保無保証人の事業資金を貸し付けるといふ制度でございます。共済制度の還元融資であるという性格からいたしまして、貸付金利というのは七・二とかなり高くなっております。なお、償還期間は最長で二年でございます。

この一般貸付につきましては、こういうことで金利について七・二と比較的高くなっておりますが、無担保無保証人である貸し付けである、また原則として申し込み即日貸し付けということになつておる関係もございまして、近年は利用がかなり多くなつております。平成五年度の実績を申し上げますと、五年度一年間で十一万五千件余りの貸し付けが実行されておりました、その利用額の総額は千五百億円近くに達している次第でございます。

○加藤紀文君 今お話にありましたように、最近の金利の情勢の中で年七・二という高い金利の一般貸付がそこまで利用が進んでいるということ、それはそれ相応にメリットがあることだと思ひますけれども、しかし、通常中小企業者への貸し付けは大体四・六％台であるわけでありまして、まあ共済財政が六・六％で運営していくんだからやむを得ないということはおそらくわかるのであります、それでもやはり七・二％というのは高いんじゃないやないかという気がするわけでありまして、これを昨今の金利情勢に沿つてもう少しと低くすることはできないものでしょうか。

○政府委員(小川忠夫君) 現行の一般貸付制度におきましては、貸し付けの原資に当たりまして共済資産が、今先生御指摘のように総体の運用利回りを年六・六％とする固定利回りをもとに設定されているわけでございます。本貸付制度が相互扶助を基本としたします小規模企業共済制度の枠内における還元融資という性格から、どうしてもさらに事務コストを六・六％に上乗せした金利を設定する必要がございまして、現行制度はそういうことで貸付金利が年七・二と比較的高くなつております。

今回の小規模企業共済制度の改正におきましては、共済金等の額の算定方法につきまして、先ほど御説明申し上げましたように金利情勢に柔軟に対応する仕組みを導入することとしたしております、これに対応してこの一般貸付の貸付金利についても市中の金利情勢に十分配慮した設定が可能になると考えておる次第でございます。例えば最近のような金利情勢のもとではおおむね五％半ば程度の金利まで引き下げられるのではないかと、それによつて利用がさらに増加することができるとはなないかというふうに考えている次第でございます。

○加藤紀文君 一生懸命やっていたいていのはよくわかりますけれども、やはり七・二というのはちよつと今の時期どうかという気がまだぬぐえないわけでありまして、次に、小規模企業者の開業、転業のために今度資金貸付制度を創設されるということでありまして、どのような支援を予定されているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中田哲雄君) 先ほど来の御審議の中でも出てまいりましたけれども、現時点で、環境が激変する中で経済の活力を維持していく、このためにやはり中小企業者の創業あるいは新規事業への転業の支援をするということが非常に大事な課題になつておるわけでございます。

今般の法改正に合わせまして、また共済契約者の方々の御要望も受けまして、還元融資の一環といたしまして創業転業時貸付制度というものをとつくることにしたわけでございます。これは、従来の還元融資制度の貸付限度額を大幅に上回る一千万円という限度額を設定いたしまして、低利の、あるいは無担保無保証の融資制度を行うというところでございまして、制度実施後できるだけ多くの方々に御活用いただきたい、かように考えているところでございます。

○加藤紀文君 直接この法案には関係ないんですけれども、アメリカあたりですと、大学生が企業を起してこれが急速に成長した例というのが枚挙にいとまがないわけでありまして、実際アメリカでは、大企業よりも従業員二十人未満の企業が急成長して四百五十万人もの雇用を生み出したと言われているわけでありまして、これらのスモールビジネスのダイナミックな新陳代謝がアメリカの経済を元気にさせているんではなからうかと言われておるわけでありまして、それに引きかえ我が国は、なかなかベンチャービジネスといえますがニュービジネスが育たないと言われるのが、資本調達にアメリカとは違つて充実していないからだと、また資金手当てや規制のせいではないかと、また教育や社会風土が大きな阻害要因で、創造性豊かな人材教育をないがしろにしてきた教育にもあるという指摘をされておるわけでありまして、我が国においてもベンチャービジネスに挑む若者がふえるような、特に若者向けの政策的な支援措置が必要ではないかと思ひます。

この点について大臣のお考えを聞かせていただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今のような御指摘を受けましますと、私は内心非常に先見性のなさを恥じなければなりません。

ちよつと土光臨調として知られます第二次臨時行政調査会がその作業を継続しておられたころ、

私は与党の中における行政改革の責任者をいたしております。その時点におきましても、実は特殊法人の再編整理、統合、廃止といったものは非常に大きなテーマでありました。そして、その中で民営化に踏み切りました特殊法人の中にそれぞれ地域に存在しておりました中小企業投資育成会社がございます。これはその当時通産省の所管する特殊法人でありましたが、まさに我が国の風土の中でなかなか立ち上りの難しいベンチャービジネスというものの対して、その育成の手法の一つとしてつくり上げられたものであります。

ただ、ちよつと昭和五十年代の後半、確かにその風土が薄れておりました。第二次臨時行政調査会の作業の行われたころ、それぞれの中小企業投資育成会社が育成の対象とする企業がほとんどなかったというのがその当時の実態でありました。これに、既に役割を終つたという判断のもとにこれを民営化したわけでありまして、今投資育成会社が特殊法人として残つておたならどだけ活用できたであろうという思いが昨今特に強つた一つです。それだけに、例えば行政改革といった一つのテーマを追いまして、いよいよ後を遺す。私にとりましては大変苦しい思い出であります。

しかし、そういったものが、一休何年ごろに私は通産省が考えたのかわかりませんが、中小企業投資育成会社といふ構想が考えられたといふことは、こうしたベンチャービジネスの育成というものがやはり一時期とはいひながら通産省の中で議論をされ、それが形としてあらわれた一つの証左であつたと思ひます。それはなかなか民間における資金調達で規制その他によつて難しい日本の中で恐らく当時の通産省の諸君が考えた一つの手法であつたであらう、そう思ひます。

現在、この中小企業創造活動促進法におきましても創業者等に対する投資減税などの支援措置を盛り込んでおるわけでありまして、また政策金融を活用してこれを支援していくことにも変わりありません。しかし、やはり民間における資金調達

課題になつておるわけでございます。

今般の法改正に合わせまして、また共済契約者の方々の御要望も受けまして、還元融資の一環といたしまして創業転業時貸付制度というものをとつくることにしたわけでございます。これは、従来の還元融資制度の貸付限度額を大幅に上回る一千万円という限度額を設定いたしまして、低利の、あるいは無担保無保証の融資制度を行うというところでございまして、制度実施後できるだけ多くの方々に御活用いただきたい、かように考えているところでございます。

をよりやりやすい形に変えていかなければ、私はベンチャービジネスの育成というものはあり得ないと思っております。

そうした観点から、店頭市場の活性化というものを随分関係当局に対して働きかけてまいりまして、ようやくその動きが出てまいりました。今後一層、むしろ店頭市場の活性化を図りながら、その中でよりベンチャービジネスに対する資金調達の道が拡大するように我々としては考えていかなければなりませんし、そうした手法を講ずることによりまして委員が御指摘になりましたような新たな道筋というものがおのずから我が国にも開けてくるであろう、そのような期待を持っております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。

いずれにせよ、今回のこの大改正はこれまでとは違うわけでありまして、津々浦々の方々にまでよく理解が行き渡ることが特に重要だと思うわけでありまして。今後の共済財政のより一層の健全運営と円滑な制度改正の実施に向けた体制づくりについてお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは本当に大事なことを御指摘いただいたわけでありまして、共済金の額の算定方法など制度の基本的な部分に触れる改正を今回含んでおるものでありますだけに、加入して下さっている方々が改正の内容を十分理解していただくこと、そして混乱を招かないようにすることが非常に大切だと考えております。

そうした認識のもとに、周知期間をまず十分に置きたい。そして、平成八年の四月から施行することにしておりますけれども、その間に、政府広報中心となろうと思いますが、各種の広報あるいはPR活動というものをできる限り行ってまいりますと同時に、中小企業事業団からすべての契約者に対して改正内容についてできるだけわかりやすい形で御連絡を申し上げ、情報提供を行うことにいたしております。さらに、この制度の加入手続の事務等をお願いいたしております商工会など

の関係団体にもお願いをいたしまして、それぞれの団体を窓口とする加入者の方々に周知徹底を図らせていただきます。そして、そのための費用については関係団体向けの特別の手数料としてお支払いをするということで、現在御審議をいただいております平成七年度予算に十八億円を計上いたしております。

こうした方法を使いまして、来年四月の改正制度の発足に向けて混乱がないよう、準備に万全なきを期していきたいと思います、そのように考えております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。終わります。

○櫻井規順君 質問に先立ちまして、橋本大臣に一言、阪神・淡路大地震の中小企業者の金融支援について感謝を申し上げておきたいというふうに思います。

御案内のように、一月二十日の閣議で政府系中小企業三機関を中心とした、当時は兵庫県南部地震というふうな呼称していたわけですが、その被災中小企業支援並びに全国的な間接被害を受けた中小企業者に対しては通常四・九%から三%の金利で金融支援を行うと。

これ一月二十日に決まりました、私、早速二月の下旬、静岡県の県の担当部長、市の担当部長それから家具工業会だとか商工会議所だとか一回り回りをしまして、こんな支援策を講じた、こういう話を聞いて回ったところ大恥をかきましたね。静岡県の金融支援は年利二・五%ですよ、それから静岡市の場合は不況の制度融資を利用すれば二・〇%、こういうものをぶつけられまして、そのくらの金なら銀行でも貸してくれる。私は中小企業者から教わって、いやその辺の金利ではかなり大企業の安定したところでも貸してくれないぞなんて言って反論して回ってきまして、恥をかいてきた時期があったわけでありまして。

そのことを中小企業者の出先にも言わせてもらいました。それから、与党三党の災害対策本部でもその実情をお話ししました。非常に間髪入れず、

二月九日の日にこれをかなり大幅に条件を緩和して、通産大臣が大蔵大臣と話をして最低を二・五%に抑える金融支援にしてくださった。やっとならばこれでは抑える金融支援に国も参加できるところでございまして、大変ありがたいと感謝をしたところでございまして。ありがとうございます。

さてそれで、これは要望になります。例えばきょう現在でもよろしいと思いますが、静岡県で四億三千万程度の金融支援をしております。現状まだ被害が確定しない面もありますが、国の制度融資の活用は現状はゼロになっております。私の確認では、これから手形が割れないとかいろんな事情がはつきりしてきますので、これから被害が出てくると思えますけれども、自治体の支援も含めて、ひとつあり方も改善の余地があるなどということを感じているわけでありまして、感謝を申し上げながら今後の対応の一層の強化を御要望申し上げます。

それで、質問に入るわけでありまして、最初に大臣に質問をさせていただきます。

きょう、午前中の商工委員会での事業革新円滑化法案が商工業界全般に対する円高あるいは産業空洞化に対応する我が国の産業のあり方についての検討で、午後のこの中小企業特別委員会はその中小企業者の対応をやるということになっているわけでありまして。いわば第二弾であるということでありまして、直接的には少々かわりがないかもしませんが、大臣にかねがね質問したいと思っていたことをひとつ質問させていただきます。

質問通告の身は、円高の原因としていろいろあるけれども、ファンダメンタルズというものを介してそのまたファンダメンタルズがあるわけですが、その下のファンダメンタルズのファンダメンタルズの問題として、日本の対外直接投資と海外から日本への直接投資の比率というのが九三年末で対十七という関係になっておるわけでありまして、この関係をどう見るか、今後の対応はどう

かという質問になっておりますが、どうぞそれに余りこだわらないで、以下、若干私の問題意識を申しまして大臣の見解を伺いたいというふうに思うわけでありまして。

私は、端的に言いますと、産業空洞化と言われる、あるいは直接投資が海外に押し寄せ、願わくば海外からの直接投資も求めているわけでありまして、産業の国際分業の新たなあり方というのをどういうふうな大臣が描いているかということをお聞きしたいわけでありまして。

どういふことかといいますと、円高の関係で、貿易収支の方はドルベースでは上がっているけれども円ベースでは下がっているわけでありまして、ただ確実に、対内直接投資と対外直接投資の残高の比較を見たならば、先ほど言いましたように対十七、日本が十七輸出して諸外国から一の割合で直接投資を受けている。これは欧米諸国でアメリカが一対一・一、それからフランスが一対一・三、イギリスが一対一・〇、ドイツが一対一・四というふうなわけで、日本はこれが一対十七という関係が一九九三年末の数字で、今新しいいろいろなものを読みますと何か一対二十四という御指摘もございまして、大変な直接投資残高の違いになっているところでありまして。

問題は、これが一種の産業空洞化の現象でもあるわけでありまして、日本にきた外資企業の輸出輸入の寄与を考えてみますと、外資企業の場合には外資企業がつくり出すとその外資企業が輸入します。このトータルしてその輸出入の関係を見ますと、ことしの通商白書によりますと、外資系企業だけで輸出を考えると輸入の方が二兆円超になつておるわけでありまして。日本にとって輸入が二兆円超になる。

だから、日本が対外的に企業進出して直接投資した場合に、それが日本からの輸出増になるといふ影響は当然期待できるわけでありまして。通商白書で言いますと、日本に企業が来れば当然雇用の創出になる。日本が行けば相手の雇用の創出になる、それだけ市場も開かれる、相手側もまた、日

本の技術、いろんな刺激でもって先方の国の企業の活性化も企業の競争力の強化も経済的にも豊かになつて市場が豊かになる、そういうふうな関係にならうかというふうに思うわけでありませう。

そこで、いずれにしても、日本の出る率が圧倒的に多いという中で日本へも受け入れなければならぬという配慮とともに、日本が出ていって日本への輸出拡大につながる等々の分析ができるわけでありまして、この際空同化という状況の中でこういう緊急対応をいろいろ考えるわけでありませうが、基本的な考え方として、これからの海外への大量進出、国際経済協力の中の産業の国際分業のあり方について大臣の御見解をまずお聞かせいただき、そういう直接投資残高が円高にどのような影響しているかという当初の通告した質問のことについてもし触れていただければありがたいというふうに思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 全くカンニングペーパーのない御質問をいただきました、どこまでお答えができるかわかりませう。

ただその前に、冒頭委員が触られました間接被害につきまして、今中小企業庁の諸君に全国を調査してもらつております。恐らく近いうちにその間接被害の状況についての報告も申し上げられると思つておりまして、その上でまた、今委員が例示としてお挙げになりました静岡県等、いろいろ御相談申し上げる場面もあらうかと存じております。

さて、今御指摘をいただきました問題、すなわち対外投資、対内投資、非常にバランスを欠いているという御指摘は事実そのとおりでありまして、大蔵大臣が任中から非常に頭の痛い問題点の一つでありました。

そして、例えばロックフェラーさんなんかと議論をいたしましたときには、日本人がロックフェラー・ビルを買つたりばかりではなくて、その売却代金であなた日本に投資しませんかというふうなことを半ば本気で申し上げた時期もございます。しかし、そのころから見ましても依然として対内直

接投資が増加をしているとは言えない状況でありまして、どうすればこのバランスを回復できるのかというのはいくつか大きな問題であらうと思ひます。ただ、これは産業政策とか経済政策だけの問題ではないと思ひます。

何回かこうした問題で議論をいたしますうちに出てまいりましたものの一つは、例えばヨーロッパあるいはアメリカの中では他の民族の人々を受け入れる素地が非常に広い。それだけ国籍というものにこだわらず行動ができる。どうしても日本の場合にはそうした点に制約があつて投資がしにくい、こういう指摘は一つございました。そして、それはある意味では、外国人との婚姻といった企業を離れた社会生活の部分にも私は原因があるかと思つております。

しかし同時に、対外投資を見てまいりましても、私は今委員がお話しになりましたのは必ずしも方向は同一にはならないのではないかと、うう気持ちは持つております。確かに我が国の生産企業が海外に進出をいたしました場合、その国のいわばすそ野産業に当たる部分で、そうした部分が未成熟な地域に進出をいたしました場合には、日本からその後の資本財の輸出あるいは部品の供給といった形による輸出というものが継続をし、貿易収支に影響を与えるケースが多々ございました。これは現在でも一つの問題点であります。

しかし、例えばヨーロッパでありますとかアメリカでありますとか先進国に企業が進出をいたしました場合、当然のことながら従来から緊密な関係を持つております下請メーカーあるいは部品メーカーともどもに手を携えて出ていく場合もございます。それだけの現地における調達率というものは近年どんどん高まつていく傾向があること、これは委員も御承知のとおりであります。

言いかえれば、その地域に進出した場合、その地域の中において資本財が入手しやすい場所、あるいは一定品質以上の部品でありますとか所要の物品の調達が可能となる、その場合には必ずし

も私は資本財の輸出を伴う、言いかえれば貿易収支を一層悪化させる傾向に働くと思ひません。

その場合に、仮に外国系の生産企業が日本に資本財の輸入をいたしました場合には、私は資本財の輸入が拡大する、あるいは継続して部品の輸入が拡大する、あるいは必ずしもつながらないのではないだろうか。むしろ日本の国内においてその生産企業の要望を満たし得るだけの産業基盤を我が国は既に持っている。言いかえれば、逆にそうした面で外国企業が日本に進出したらいふ風土というものをつくつていくのではないだろうか。むしろそうした意味では、対内直接投資を拡大していきまう上であつた点を配慮すべき事項の一つとして考える、そういう必要性もあるのかなというのを、今御質問を伺いながら感じておりました。

しかし、対内直接投資を拡大していきたいといふことは以前から私の夢でありました。折あるごとに、例えば対EU、あるいはアメリカ等に対しても同様の議論をしておるわけでありませうが、いかにも同様の議論をしておるわけでありませうが、いかにすればその受け入れやすい風土をつくり得るかというのはいくつかの問題点であらう、そのように考えております。

○櫻井規順君 どうもありがとうございます。この問題は果てしない問題でございますので、法案の中身に入つて質問をさせていただきます。

最初に、中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法案について質問をいたします。

この法案は、昨年十二月の中小企業近代化審議会の答申「創造的中小企業振興策の在り方」、この答申を受けて法案化をされているというふうに思ふわけでありませう。この答申の中身で、具体的支援策の方向といふのは大綱的に四つ提起されている。資金、技術、人材、経営管理等というふうになつていくわけですね。それで、この法案の六条からいふと、以下資金面での規定がございますが、中心的な三つの柱であります技術支援あるいは人材支援、経営管理・生産・販売面での支援、これが法案の中からはわからない。これはこの法律

制定によつてどういふふうな事業化をしていくものでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおり、法律上規定しておりますのは資金面が中心でございます。これを法律事項として認めるわけでございますけれども、これら以外に各種の支援措置を講ずることとして認めるわけでございます。

若干繰り返しますが、資金面につきましても、技術改善補助金等によりまして技術開発の支援措置、あるいは信用保証制度によりまして無担保無保証の拡充、あるいは保証の引き受けを促進するための信用保証協会の基盤強化、こういった措置も講ずることとして認めるところでございませう。

それから、技術面の施策といたしましては、今申し上げました補助金のほかに公設試験研究機関の研究施設等の整備あるいは指導体制の強化、そしてまた人材面につきましても、ニュービジネスに對します若い方々の理解を深めていただく、このための企業家精神涵養事業といったものを新しく設けるようなこと、それからまた生産面では、第三セクター等が新しい事業の場を設定することができるようになりますために、中小企業創造団地と言つておりますけれども、貸し工場制度を高度化融資の対象に加えるといったようなことも考えているわけでございます。

さらに、税制措置といたしましては、設備投資減税あるいは試験研究関連税制等を行うこととしておりますし、また金融制度につきましても、地域の中小企業の活性化のための貸付制度等々をこの新しい法律とあわせまして講ずるような体制を今整えようとして認めるところでございませう。

○櫻井規順君 第三条で、大臣は事業活動指針を策定する、こうなつていられるわけですが、今お話しした分野のことが記載されるのかと思ひますけれども、これはいつまでに大綱、記載事項はこの法案に書いてありますよ、しかし今言つたような事業展開の分野を含めてどのような中身になるものなんでしょうか、簡潔に。

○政府委員(安本皓信君) 事業活動指針につきましては、中小企業の創造的・事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図るために、創造的・事業活動を行うに当たっての基本的考え方を指し示すということ、それからさらに事業活動の実施体制のあり方でありまして、都道府県知事によります認定の基準等について提示したいというふうに考えておる次第でございます。

事業活動指針の具体的内容につきましては、本法が成立いたしましたら、その後、中小企業近代化審議会の意見を伺いまして、必要な手続きを経ましてできるだけ早期に定めたいというふうに考えている次第でございます。

○櫻井規順君 具体的にこの法律に基づいて都道府県が実施主体になる事業も多いというふうに思うわけでありまして、都道府県知事がまた研究開発事業計画を認定していくわけですね。知事の認定になっているわけでありまして、今後の省令、政令等々になっていくわけですが、知事のもとに何か審査機関のようなものを設けるのが適当ではないかというふうに思うわけですが、研究開発事業計画として認定する審査機関のようなもの、迅速、公正をもって処理できるような審査機関が必要であると思いますが、その辺はこれは自治体任せでいいのでしょうか。

○政府委員(安本皓信君) 研究開発と事業計画の認定に当たりましては、委員御指摘のとおり技術面や経営面につきまします専門知識が必要となるかと思ひます。このため、都道府県知事が計画を認定するに当たりまして、専門家から構成され、審査のための委員会等を創設する等、そういうところから意見を伺って判断をするというふうなことも必要かと思ひます。県の状況によって少し違ってくる面もあるかと思ひますが、一般的にはそういう形で審査体制を整備するように指導していきたいというふうに考えております。

○櫻井規順君 それから、この法案は予算関連法案の扱いになっているわけですが、平成七年度予算の関連で、その主要項目の紹介と、この

法案に関連する予算事業数というのは幾つ、予算額としてトータル幾らになりますでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 先ほどお話し申し上げましたような施策を中心といたしまして、総額七十億円ほどの予算を今お願いしているところでございます。

○櫻井規順君 事業数は。

○政府委員(中田哲雄君) 事業数につきましては、これから中小企業者の方々がどのように御活用いただくかということによるわけでございます。現時点で何件を予想というふうにはしていませんが、ぜひ御活用いただきたいというふうに思っております。

○櫻井規順君 ちょっと聞き方が悪いんですけれども、予算の款、項になるのか、そういう項目数で知りたかったわけですが、七十七億円ね。

それで、実はこの法案は全国の都道府県も先取りしまして、各都道府県からもこの法案の立法の要請というのは創業者支援の要請ということでもってあったと思ひます。たくさんあったと思ひます。県段階でもこれを取りするよう予算は結構組まれていますね。

それで、どうなんでしょうか、これは昨年の近代化審議会を受けての法案で、自治体を含めて平成七年度予算編成の過程でかなり照合はされているわけでしょうか。その辺の経過はどうでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) 法案の策定過程におきまして、都道府県の御意見をいろいろお伺いしたり、また私どもの法案の内容についても御説明をさせていただいているわけでございます。各府県におきまして予算措置等につきましては個別に詳しくお伺いしているわけではございませんけれども、それぞれこの法案の成立を見越しまして今議会で御審議をいただいているというふうに承知をしております。

○櫻井規順君 この要綱を見まして、全国的にもかなり新規の創業者支援を中心とした予算を組ん

でいるというふうに思うわけでありまして、関係者のお話を聞きますと、国は非常に総花的にたくさん事業展開というか予算の事項を多くしてやっていますけれども、一つ一つが非常に金額が少なく、実験的におやりになるからやむを得ないのかもしれないけれども総額に金額が余りにも少ないという御批判がどうもあるようであります。

それで問題は、重点的に技術改善補助金の充実、あるいは貸し工場といましようか中小企業創造団地整備の促進、こういった点が非常に重点的な事業としてクロージアアップされてきているように思うわけでありまして、こういう点への重点的な予算配分ということが望まれるというふうに思いますが、その辺はどんなふうにお考えになりますか。

○政府委員(中田哲雄君) 御指摘の点は、いずれも本法の関連施策といたしまして重要な柱でございます。例えば技術改善補助金につきましては、平成六年度、本年度は十七億四千万でございますけれども、明年度は本法施行に備えまして三十三億円ということで相当の増額をしております。また、中小企業創造団地につきましても、平成七年度に二十億円の資金をこのために用意をしているというふうなところでございます。

また、金融措置につきましては、新法関連の融資のために五年間で五千億という枠を一応想定しておるわけでございます。このあたりもぜひ御活用いただきたいというふうに思っております。

○櫻井規順君 そして、この答申の中の「経営管理・生産・販売面」で、「オンライン情報ネットワークの普及が進んでおり、こうしたオンライン情報ネットワークを利用した市場ニーズの把握、販路の開拓も有効である」という指摘があります。実際に、インターネットが大変盛んになって、各地、各企業経営の上にとつて、今のよう市場ニーズ、販路の開拓とあわせてさまざまな情報のインターネットの活用ということが重要になってまいって

おります。そういう意味で、表現は適当じゃないですが、マルチメディア化への対応というのはこの法律の事業展開の中で位置づけがなされているものではないでしょうか。

○政府委員(鈴木孝男君) 先生御指摘のように、インターネットというのは生産面あるいは技術面におきまして中小企業にとりまして貴重な情報源だろうと思っております。特に中小企業が新しい事業を起こす、あるいは新製品、新分野に進出するといったような場合には、これは大変中小企業にとりましてビジネスチャンスとして活用する意味があるかと思っております。

このため、平成七年度におきましては、中小企業の方々がインターネットを使いやすくするよう予算面につきましても考えておりまして、二つございまして、一つは各都道府県等にありまして公設試験場、この試験場がインターネットを使いまして、その得た情報を中小企業の方々に情報提供するあるいは必要な情報を発信するといったような予算を一つ計上しております。またもう一つは、各都道府県におきまして地域情報センター、この地域情報センターが中小企業の方々のインターネットの活用、アクセスをしやすくするような補助事業、両方合わせますと一億七千万でございます。

そういったことで、マルチメディアあるいは高度情報化時代において、中小企業の方々が生産あるいは技術面の情報をフルに活用いたしまして新しい事業あるいは新製品、新分野に進出する、そういうような環境の整備につきましても、この法律の精神に基づきまして来年度の予算においても計上している次第でございます。

○政府委員(中田哲雄君) ただいま助成措置につきまして私一点誤りを申し上げてしまいました。融資制度につきましては五年間五千億と申し上げましたのはリストラ法の支援措置でございます。新法に関しましては、来年度無担保保証等によりまして特別制度といたしまして三百億を用意してい

るということでございます。

○櫻井規順君 この研究開発事業計画の認定というのは知事の権限になっているからこういうことではないと思いますが、従来聞々ありましたことで、認定手続の簡素化、それから手続がそれぞれの県内で完結できるように御指導いただきたいというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(安本晴信君) 委員御指摘のとおり、この法律に基づきます計画の認定については、計画申請者の利便性を十分考慮いたしまして、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うようにしたいというふうにしております。また、補助金等のこの法律の関連施策につきましても都道府県内で手続が完結するものが大半であるというふうにして認識しております。中小企業者にとつて便宜に資するものとなっているというふうと考えております。

ただ幾つか、例えば投資育成会社というふうなことで考えてみますと、これは会社が東京と名古屋と大阪ということがありますので、こういったところの施策を受けるという場合には県外とかそこに行かざるを得ないという面はありますが、そういったものの例外はできるだけ県内で手続が完結するように図っていきいたいというふうと考えております。

○櫻井規順君 どうぞ投資育成会社を除く他の事項についてはそういう配慮のもとでよろしく願ひいたします。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

御案内のように、対象になる小規模事業所数は四百九十万と言われています。そのうち、今もお話がありました、在籍件数は二百二十六万件です。これはもう上限をついたんでしょいか、まだ余地があるように思いますが、民間でもかなり事業者年金を始めておりますが、しかしこれだけ有利な利子でこの低金利時代にやる年金事業は

難しからうというふうに思うし、中小企業庁の努力もあつて、それに期待するものも大きくこの事業はあるというふうな思ふわけですが、これはもうこれで歩どまりでしょうか、もっと伸びる条件を持っているんでしょいか、いかがでしょう。

○政府委員(中田哲雄君) 委員御指摘のとおり、現在の小規模企業者の事業所統計で推計いたしますと総計六百七十七万でございます。これに對しまして現在の加入者数約百五十万でございますから、二四％程度がこの対象者のうちで加入していただいているということでございます。

私もこれは相当大きなウェイトであるというふうにして認識をしておりますけれども、小規模企業共済制度の重要性あるいは小規模企業経営者の実態等を見ますと、もっとも御加入いただいてほしいところではないでしょうかというふうな思ふところはあります。また私どもの努力あるいは今般の制度の改善等に伴ひまして、さらに御加入をいただけるのではないかとこのように期待をしております。

○櫻井規順君 現在の在籍者は六・六％の金利で期待をして入っているわけでありまして、これを今度二段階の二階建てにするということでございますが、この経過措置ですけれども、関係者への法改正の合意手続、それから実施時期は平成八年の四月と承っておりますけれども、何か経過措置で契約者とのコンセンサスに努力されたいというふうな思ふわけでありまして、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(小川忠夫君) 委員御指摘のように、今回の小規模企業共済制度の改正には、共済金の額の算定方式に係る改正等、極めて重要な事項が含まれております。

そういうことで、私もどなたもいたしましてはこの制度改正の検討のプロセスにおきまして、例えば中小企業政策審議会の委員として小規模企業や本制度に関係する団体の責任ある役職の方々にも

参画をしていただきまして、積極的に意見の御開陳もいただきたところでございます。

今後、その周知徹底を図るということは極めて重要であるという認識をしております。先ほど委員御指摘ございましたように、まず周知期間を十分に置くということで、本法案におきましても平成八年の四月から施行することといたしております。それまでの間に、政府を初めいたしまして各種の広報、PRはもちろんのこと、中小企業事業団から、現在約百五十万でございますが、すべての契約者に対して個別にその改正内容についてわかりやすい形で御連絡を申し上げる、あるいは情報提供を行っていくということとしてございまして。

さらに、本制度の加入事務手続につきましては、多くの中小企業関係団体、商工会、商工会議所等にお願ひをしております。それぞれの団体を窓口とする加入者に対しては、あわせてこういった団体からも周知徹底を図ることとしていただいております。そのためにコストがかかりますので、関係団体向けの特別の手数料といたしまして、現在お願ひをしております平成七年度予算案におきまして十八億円の経費を計上しているところでございます。

このような方法を通じて、明年四月の改正制度の円滑な施行に向けまして、加入者の御理解が得られますように努力をしてみたいと考えております。

○櫻井規順君 法律二十六条は改正がないわけでありまして、これだけ金利が低下しているときに付加共済金部分についても五年タームで共済金額を決めるとなっていますが、これは少々長過ぎはしませんか、もちますでしょうか。簡潔に御答弁ください。

○政府委員(小川忠夫君) 公的な年金制度やあるいは退職金共済制度など、加入者が非常に長期間にわたります制度に在籍することを予定する制度におきましては、一般に少なくとも五年ごとに見直しを行うという規定が設けられております。

この小規模企業共済制度につきましても、このような他制度の例に倣ひまして、小規模企業者の実態や経済情勢などの変化に對して制度が円滑に運営されていきますようにこの共済法の第二十六条が設けられて、掛金、共済金等の額については、共済金等の支給に要する費用、運用収入の額の推移等を基礎として、少なくとも五年ごとに検討するとされているものでございます。

今後におきましても、本共済制度を取り巻く諸情勢の変化の動向というものを十分見極めながら、小規模企業共済法の規定の趣旨を踏まえまして、必要があれば私どもといたしましては五年の経過を待たずに見直しを行うこともあり得るというふうな考えております。

○櫻井規順君 最後、先ほど加藤議員からも御指摘がありました、私も同じ御要望を申し上げておきますが、共済契約者への貸付金が新たな法改正、事業団法の改正でもって設けられました。この金利は、この団体が持つ六・六なら六・六というものを割り込むことは、中小企業事業団からの融資を受けてまでの融資は不可能だと思いますけれども、限りなくそれに近い、今の一般貸付の七・二％を割り込む融資条件にしたいではないかというふうに思うわけでありまして。

その辺を要望申し上げ、かつ御見解があればもう一度お伺ひして私の質問を終わります。

○政府委員(中田哲雄君) 現在の還元融資の金利につきましては、先ほどの御質疑にもございましたが、現行の固定利回りを前提といたしました金利設定を行っているわけでございます。このために、市中の金利水準から比べますと相当高い金利になっているのは事実でございますけれども、今般の法改正が成立いたしますと金利情勢に柔軟に対応できるようなシステムが導入できますので、これによりまして市中の金利にも配慮をした金利の設定ができる、かように考えているわけでございます。できるだけ低利で無担保無保証の融資が受けられるように私どもも努力をしてみたい、かように考えております。

○井上計君 大臣は午前の商工委員会からずっとぶつ通しで御苦労さまです。きょうはもう大臣お疲れでありますから、大臣にはもう直接お尋ねしないつもりでいたんですけれども、しかし先ほど来いろいろお話がありますが、先般の阪神大震災についての通産省のいち早い対策、私も心から敬意を表しております。また、各方面から今度の通産省の対応策については非常に当を得たという話も聞いておりまして、本当に私も感謝申し上げております。

それからいま一つ、先ほど大臣が例の投資育成会社の民営化について若干反省のお話がありまして、心から実は敬意を表する次第です。あの当時、私も投資育成会社の完全民営化についてはかなり反対をした記憶があるんですが、いろんな情勢から特殊法人が変わりました。

そこで、今いろんな特殊法人の整理等とか随分言われておりますが、中には中小企業関係に対する特殊法人の整理等について、商工中金を完全民営化すればいいとか、あるいは中小公庫と国民金融公庫は同じ中小企業金融だから一本化すればいいとかというふうな声が相当方々にあるんですね。特に国会の中でもまた相当そのような声があると聞いておりまして、これについてはそのような方々の認識不足であるわけでありまして、私も、特に中小企業庁はそういう施策に対するPRをぜひやっていただいて、先ほど大臣は率直に反省というふうな意味を込めてのお話がありましたけれども、そのようなことのないようにぜひ御努力をいただきたい、これはまず冒頭要望しておきます。

さてそこで、具体的な質問はもうほとんど出尽くしておりますから余り多く伺うことはないと思うんですが、私が昭和三十年ごろから中小企業団体の運営にずっと携わっておって、当時から常に感じますことは、中小企業がさらに発展をしていくために、あるいは安定を求めるためには何が必要かということとを私も随分と言つてまいりました。

やはりまず第一番に自助努力である。その次には共助、すなわち組織化することによってお互いが助け合つていこう、共同の助け合いである。三番目は公助、公の助け、すなわち国のあるいは地方自治体の助成等々を活用していく。この三つが一体となつて初めて中小企業の実現、安定があるんだということをずっと我々は言い続けてきたわけなんです。また、先賢方からそのようなことを教えられてきたわけです。

事実、それをずっと今振り返ってみますと、この三つの努力をした業者、業種、団体はよくなっているんですね。ところが、その努力をしなかった人たちはみんな脱落しているわけですよ。だから私は、そのようなことを考えるときに、これからはますますそういうことが必要になってくるんではなからうか。

そういう意味では、今回のこの法案でありますところの創造的事業活動の促進の臨時措置法案、さらにこれからの展望するときはぜひ必要だ、このように考えます。ただし、どんな法案でありましようとも問題は運用でありますから、運用については万遺漏なきを期していただきたい、このように思います。

それから、いま一つ私の経験から申し上げますと、昭和二十年代から三十年代にかけては、中小企業対策、中小企業問題というのはほとんどが金融と税制、税の助成であったわけですね。金融と税制さえ言っておれば大体中小企業対策はまず尽きたと言つていいほどそういうことが多かったわけなんです。

ところが、四十年代になりまして、昭和三十八年ですか、中小企業近代化促進法ができて以降、四十年代からは中小企業の近代化、同時に中小企業が求めておるものは情報だと、そこでやっぱり合理化をしていくためには情報が必要であるということに大分指導も変わってまいりました。事実、そういうふうな指導を受け、またそのことを研究し努力をした団体、業種はやはりよくなつておるわけです。

それから、五十年代に入つてからは、さらに今までに申し上げたものに加えて、将来への見通しはどうであるか、すなわち先見性を持つ企業あるいは団体、業種というものとそうでない業種との分かれ道が随分出てきたわけですね。四十年代に構造改善事業をやつた業種とやらない業種とは、五十年代に入つてうんと差ができてまいりました。現在もうほとんど衰微しているような業界なんかは、四十年代初めごろ構造改善を全くできなかったんだ、また必要ないんだと思つておつた業種で今だめになった業界がたふさふさあると思つたが、そういうふうな時代がありました。

それから六十年代、特に現在は、今申し上げたことに加えて、やはり生き残りといふんですか、リストラそれから防衛、こういうものがふえてきているんです。

だから、中小企業問題というのは、古いものも常に新しく変わる、そして新しいものも加わつてますます複雑になってきておる、こういうふうにご感じておられますので、ぜひこの法案を契機に、また一層の運用についての万全を期していただきたい、すなわち公助、公の助けが得られるようなことを中小企業庁を初め関係の皆さん方の御努力をちょうだいしたい。

大変前置きが長くなりましたが、そのことをまず申し上げて、特に大臣は別にもう御答弁は要りません。大臣から答弁をもうお気遣い毒です。お疲れでございます。しかし、さすがに剣道と山登りで鍛えられた大臣、本心に元氣なもので感心しております。しかし、健康には十分御留意ください。

そこで、若干具体的な問題でありますけれども、今申し上げましたように製造業が最近やっぱり開業率が低下傾向にある、こう聞いておりますけれども、どうなんでしょうか。製造業の開業・廃業率、最近どういふ状況にあるのかお聞かせをいただきたい、こう思います。

○政府委員(中田哲雄君) 最初に委員おっしゃいました法律の運用の問題につきましては、また各

府県その他とも御相談をしながら進めていくわけでございますけれども、私も万全の体制で臨みたいというふうに考えております。

それから、ただいま御質問のございました製造業の開業率、廃業率の問題でございますけれども、全産業で見ると、昭和四十一年から四十四年にかけて開業率は年平均六・五%でございました。これが平成元年から三年にかけては年平均四・一%と低下しております。他方、廃業率につきましては、昭和四十一年から四十四年にかけて年平均で三・二%だったものが、同じく平成元年から三年にかけては年平均で四・七%へと上昇しております。開業率、廃業率の逆転が生じているわけでございます。

特に製造業につきましては見ますと、同じく昭和四十一年から四十四年にかけて開業率が六%でございましたけれども、元年から三年にかけては二・八%に低下しております。他方、廃業率につきましては、同じく四十一年から四十四年にかけて二・五%であったものが四%に上昇しております。このこととございまして、全産業ペースよりもさらに開業率と廃業率の逆転の幅が拡大してきているというふうに認識をしております。

○井上計君 何うと、将来に向かってこれはゆゆしき重大事だというふうな感じがするんです。我が国のように資源のない国がなぜ特に戦後このように驚異的な発展を遂げたかという最大の理由は製造業の発展にあった、こう思うんです。この製造業の発展の、それも言えは中小企業の努力と発展があったから日本の現在の経済的な繁栄、全部とは言いませんが、その大部分の理由はそうである、こう言われておるわけですね。この中小企業の開業と廃業が逆転したということは将来に向かって大変なことだ、このように思うんです。そこで最近、この数年来であります、一般的に、マスコミもそうでありまして、製造業、悪者とは言いませんけれども、製造業というのは余り日本に必要なないんだ、むしろ製造業は海

外に移転をして、そしてサービス業等の三次産業が国内で発展することがむしろ国民生活上好ましいとか、こんなことを言う人が事実あつたわけですか。また現在でもあるわけですか。それを考えるたびに、これは大変なことだ、こう思いますが、そういう意味では、製造業に対してもっとやはりウエートを置くような政策も必要です。また一般へのPRも必要だと。もし製造業がだめになつたら日本の将来はどうなるのかというふうなことが一般の人に知れるように、こういうPRもまたお願いをいたしたい、こう思います。

そこで、質問として申し上げたいのは、今開廃の率を聞きましたが、今度の法案による支援策でありますけれども、ただ一定の業種に属する創業五年未満、こうなっておりますけれども、その辺、もちろんほかのいろいろなことがあるから必ずしもここにこだわるわけじゃありませんけれども、中には中小企業の場合には七、八年ぐらいいで最も助成を必要とするという企業が案外多いんです。その辺の境目をどうするかという問題が一つある、こう思います。昔は石の上にも三年と言つておりましたが、戦後の、特に最近の中小企業は本当に技術開発をして製品化をしてというのは大体十年かかる、こう言われておりますから、この五年という区分についても少し明確に一般に知らす必要があるんではなからうかと思ひますが、どうお考えでしょう。

○政府委員(安本皓信君) この法律を検討する際に、創造的中小企業の育成方策に関する調査というのを私ども平成六年九月にやっておりますが、それによりますと、大体技術開発期間というのは二年から三年、あるいはスタートアップ期間というので二年から三年、合計で四年ない六年かかるというふうな感じの調査が出ております。

それからさらに、産業基盤整備基金によります新規事業認定あるいは審査中の企業、それからベンチャーエンタープライズセンターによります債務保証承諾先企業、それから中小企業投資育成会社による出資先企業、これにつきましてどのくら

いの期間で赤字から黒字に転換しているか、そういう調査をやったところ、例えば五年間赤字が継続している、つまり五年間で黒字転換ができなかったというのは七割。つまり、逆に言うと九割くらいは五年間のうちに、安定的かどうかということとはちよつとよくともありますけれども、何らかの形で黒字に転換するというふうな結果もございまして、確かに長く置くということとはそれなりに結構だとは思ひますが、今までの調査等で見ると五年で大体大丈夫ではないかというふうな感じでございます。

ただ、この法律は五年で支援を打ち切るということではございませんで、五年たった場合でも、例えば研究開発費率が売上高に対して一定比率以上の企業であれば、これまた認定なしに税制等の支援を受けられますし、またさらに事業計画を都道府県知事に出していただいて認定を受けられいるような支援措置が受けられるということになっております。必ずしも開業後五年たつたら支援が打ち切られるという趣旨ではございせんので、多分五年ということでは適切ではないかというふうな私どもは考えております。

○井上計君 その辺のところも、一般の利用した

P Rもぜひお願いをいたしたい、こう思います。次に、現在中小企業が、先ほどもちよつとお答えにもありましたけれども、公的な試験研究機関を使つてゐる。随分方々にあるんですけれども、これを使つてゐる、あるいはそれらの人たちが提携をして研究をしてゐるという企業が実は少ないんです。それは、余り知られていないということとが一つで、もう一つは知つていても何か敷居が高くて、持つていっても何かそんなものはないふうにばかにされはせぬだろうかというふうなことでなかなか使ひづらい、こういうことを言う人が多いわけですね。各都道府県にもありますし、また国のいろいろな研究機関等もありますけれども、それらのもつと開放といいますか利用についても十分お考え、御指導をいたしたい、これはお願

いをしておきます。

それからもう一つは、大企業は大学等々と提携をして産学の技術研究をどんどん進めていますが、中小企業ではこれは経費の点もありましてほとんどない。したがって、中小企業が大学との共同研究といつてもこれは実際はなかなかそうはいかぬであらうと思ふ点もたくさんあります。さらに大学じやなくてその下のランク、専門学校あるいは工業高校あたりでも中小企業と産学協同といひますか、そういう研究をすることによつて、案外いいヒント、いい技術が生まれておる、技術と言つていい方がおかしいんですが、私の知つてゐるある企業は、工業高校のクラブ活動ですが、それと一緒に何かが実は我々が気がつかないかつたような技術のヒントを得たとかいうんです。

だから、そのようなことも今後ぜひ産学協同、中小企業の場合にはなかなか大学は無理でありますから、その下の専門学校とか工業高校あたりともそういうものができるといふ形で指導をひとつお願いをいたしたいと思ひます。これも要望です。

それからもう一つ要望であります。中小企業関係の法律は随分とできました。もう我々でも実は思ひ出して思ひ出せないほどたくさんあるわけでありまして、今度もこの法律ができることによって技術法と融合化法が同じような対象から廃止になるということがあります。それこそ助成が随分ありますね、融資にしても税制にしてもなかなかもう覚え切れないし、わからないのがたくさんあると思ふんです。

そこで、もつとわかりやすいような壁新聞のようなもの、これは見れば自分の企業が求めておるのはいふふうにわかりやすい、何かそういうふうな中小企業庁としてPRをお考えいただくことはできないであらうか。これは要望とお尋ねであります。

○政府委員(安本皓信君) 最初の先生のお話は公設試をもつと利用しやすいものにしろということ

だらうと思ひますが、私どもとしては、公設試につきましてその実力を高めてさらに中小企業のお役に立つていただくというふうなことがやっぱり大事だといふふうに思つておりました。公設試そのものに對しまして中小企業の技術力向上のための支援機関として位置づけまして、公設試の技術研修、技術指導、技術開発等に対して幅広い支援を行つていくことに對しまして、機械装置でありますとか開放試験室の充実の支援をするというふうなことをやっております。

それからまた、公設試の人材の育成を図るために、技術指導、技術開発を行うための人材の資質の向上を目指した研修を中小企業事業団で実施しているわけでございます。

さらには、先ほど櫻井委員の御質問に私どもの鈴木次長からお答え申し上げましたように、インターネット等を活用する、これにも公設試に大きな役割を担つていただくつもりでございますが、情報提供事業を創設しているわけでございます。こういったことを通じまして、中小企業のニーズにこたえた指導等ができるようにしていきたいというふうな考えでございます。

さらには、大学等との連携でございますが、御指摘のとおり中小企業と大学等との連携は大変重要でございます。こういったことから、この法律で事業活動指針というのをつくることになっておりますが、その中にその旨を記載したいと思つております。また平成七年度予算におきまして地域産学官共同研究事業というのを新たに創設いたしまして、中小企業の活性化と新規産業の育成を図るために産学官連携によります大規模な研究開発を支援していきたいというふうな考えでございます。

さらに、文部省におきましても、大学と産業界との研究協力を推進するために、その中核的施設といたしまして国立大学に共同研究センターの設置というのを進めておりました。引き続き文部省等とも連携を深めながら、中小企業が大学等とさらに連携しながらいろいろな研究ができるように

また、施策のPRにつきましては、先生御指摘のとおりでございますので、いろいろ工夫させていただきたいというふうに思っております。

○井上計君 共済法について二、三お尋ねしたい
 と思つておりましたが、先ほど大体もう言い尽く
 されておりましたので、重複いたしますから取りやめ
 ます。ただ、これについてもできるだけPRを多
 くの人にしたいだきまして、加入者が何か自分
 が損をするんではなからうかというふうなことを
 思わないように、ぜひこれは小川部長にお願いを
 しておきます。

終わります。

○古川太三郎君 新緑風会の古川です。

きよの議論を聞いていてちよつと一つだけ疑問に思つたのでお聞かせ願ひたいんですが、したがつてこれは予告も何もしてないことなんです。それは、先ほど対外投資の件で日本の対外投資が多いのに外国からは少ないと。その理由はいろいろ大臣がお話しいただいて、そのとおりだと思うんですが、いま一つつけ加えるかあるいは考えなきゃならない視点というのがあるんじゃないかなと。それは、規制緩和も一つなんですが、問題はい内外価格差なんです。

だから、円高になれば、これは中小企業あるいは大企業も同じですけれども、一生懸命こればもう大変だということとでその値段よりもむしろ安く輸出する傾向にあるはずなんです。ドルベースでいけば同じなんですけれども日本円に換算してしまつて非常に少なくなる。そういう意味で資本財は当然なんですけれども、同じ商品そのものの半製品を海外で買う方が安いというようなことがもし起きる場合、これは私は一氣に十円高ぐらいに、一割なんか上がつてきますと確かにそういう部分が出てくるだろうと思うんです。

というのは、その価格を転嫁できないでそのまま輸出してしまう、しかし日本はその分だけ高いんだよ。日本は、じゃ外国も一割安くなったんだから日本も一割安くするとかいうような努力は

決してなさらないで、日本の価格はそのままにして、外国にはドルベースでの考え方でやりになるということになると取り分が少ない。

それは外国から見れば、日本に直接投資していろいろするよりも、日本はいろいろな公共財も高いですから、また先ほど大臣が言われたいろいろの理由がある、人間的な問題もある、国際的な関係も余りうまくないというようなことになれば、やっぱり東南アジアに直接投資した方が部品まで安くなるというようなことが起きた場合、起きるというかそのことに目をつけられた場合、これは大変だなというようなことを思うんですけれども、そのあたりの疑問点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど櫻井委員に御答弁を申し上げました中で、後で私が、しまった一つ落としたと思つておりましたのが実は規制緩和の必要性であります。対内投資に對しまして外国側の方々とお話をしましたとき必ず出てくる問題の一つは、実はその点です。そして、委員が今指摘をされました内外価格差というものの大きな要因の一つがこの規制の問題にかかつていることもまた事実であります。

残念ながら、その規制緩和をいたしましても埋まらない部分があることも否定をいたしませんけれども、やはり私は規制緩和というものについてそうした目からも積極的に進めなければならないものと、そう思っておりますだけに、今委員の御指摘は非常に私どもにとりましてよいポイントをお挙げいただいた。そして、内外価格差の是正そのものが今特に中間財において私どもに求められております一つの努力目標でありますだけに、今の御指摘は大切にさせていただきたいと思ひます。

○古川太三郎君　ありがとうございます。

それで、この法律の一定業種に属する創業五年のものとかあるいは試験研究費の一定比率、この認定なしの部分、これは私はそのとおりで非常にいいことだと思っていますし、中小企業を育成する意味でも、これはもういろいろなこと、あらゆる

ることを考えていただければ一番いいことだという方向も同じなんですけれども、一つは知事の認定なんです。

この法律が成立すると同時に廃案になります技術法、その分野で、これは十年間経過しておりますけれども、この十年間で全国的に二百一件しかありませんですね、この認定ないやつは。しかも、五年を経過したもので大体成功したものと失敗したものととか、あるいはどうなっているのかということをお聞きしたんですけれども、やっぱりその追跡は余りなさっていないようなですね。きのう慌てておやりになったのを知りませんけれども、そういったことの追跡もなく、またまたこういう手続をお出しになってくる。

〔委員長退席、理事中曾根弘文君着席〕

本当は、これからは小企業、中小企業というのは非常に活力を持った企業でなければ成功はおぼつかない。それを、役所にそういう指針を出して認定してもらって、しかもその保護を受けながら、後その報告をしなきゃならぬ。報告で間違ったりなんかすると罰則まである。こういうかんじがらゐるのか、そういつた保護まで受ける必要からいって、要ないんじゃないか、そういうことならば初めから、そんな世話にならなくても頑張つてやりましょうよ、というのが私は開業の精神だと思ふんです。

開業の精神だというのは、これは開業動機の一つを見せられてもらっているんですけども、「他人から指図されず自分の裁量で仕事ができる」、だから開業したいんだという人は五〇%おるんですよ。このことはやっぱり大事にしてもらいたい。そういう気持ちが多ければ多いほど、私はだんだん中小企業というのは開業率が上がっていくだろうと思う。

それを、役所がとにかく税金使つて補助するんですから、それは報告をしろというのも当たり前でしようけれども、罰金までつけてやっていかなきゃならぬ、そこはちょっと一般の企業者の感覚と役所の感覚とずれがあるんじゃないか。あるいはまた、通産行政として私はそこまで突っ込んで

やらなきやならぬ義務があるのか、義務というか国家的なものがあるのかなど。もつとやつぱりやすい規制緩和、先ほど大臣がおっしゃったような、そして参入できるような方向の環境づけをしてあげるのがもつともつといいんじゃないか。何か非常に小さいところに焦点を当てて、その焦点をたくさん保護することはいいんですけれど、**も、非常に窮屈なんですね。**

それが証拠に、十年間頑張つてこられた技術法、これも鳴り物入りでやりになったんでしようけれども、十年間で二百件だ。最近になったら、去年なんか二件しかない。これやっぱり私が言つたんだ、そのようなことで少なくなったのか、あるいは不況だと言つたのか、あるいはそういう気持ちがなくなったのか、いろいろ原因があるでしょうけれども、その原因もフォローしておられないということに私は若干不満を持つんです。それでいながら、こういう法律をまた懲りず、懲りずと言つては語弊がありますけれども、出してこられる。

やっぱりこういったことは真剣に経済界とやった人たちのお話を聞いて、事情を聴取してこの手続が難しいのか、あるいは先ほど井上議員もおっしゃったように、やっぱり簡便性がないとこれはなかなか使いつらいんですね。そういう意味で、どう通産省はお考えになっているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(安本皓信君) 委員御指摘のとおり、手続はできるだけ簡素であるということが望ましいということとは私どもも全く同感でございます。そういう意味で、御承知のとおりこの法律におきましては、一定の要件に該当する事業活動を行う者に対しては例えば設備投資減税を行います際に特段の認定なしにそれを行えるようにするというふうな配慮をしているわけでございますが、他方で一定の要件に当てはまるかどうかということではそういった施策を講ずる対象としてなかなか判断しにくいものもあるわけでございまして、そういったものにつきましては個別にいろいろな計画を出していただきまして、いろいろな事情を

判断いたしました認定させていただきたいというふうに考えているわけでございます。

こうした施策の対象になる以上は、私どもとしてはやはり実施状況を十分に把握していきたいというふうに考えておりました。そういった観点から中小企業者から計画の実施状況等についての報告をいただくということになっているわけでございます。

技術法についてのいろいろな御批判、大変ありがたく拝聴をいたしました。確かに技術法で二百一件が多いのか少ないのかというのはいろんな議論があるかと思いますが、私どもも、今回の創造的中小企業振興法をいろいろ検討するに際しましては、やはり技術法につきましてもこれまで施策の内容が足りなかったのではないかといろいろな反省というか評価をもう一回し直しまして、そういったことを十分踏まえながら今回の法律は案出させていただいているというふうに私どもは思っております。

○古川太三郎君 技術法の評価を踏まえながらとおっしゃるなら、少なくともどれだけ成功例があったとだけ失敗例があった、あるいはそういった二百件の人たちがどんなことを言っていたとか、そういったやっぱり意見の聴取はしておかなきゃならぬじゃないんですか。それが全然なかったんじゃないでしょうか。

○政府委員(安本皓信君) 確かに統計というふうな形で必ずしもきちんとした集計はしておりますけれども、それぞれ失敗例とか成功例につきましましては各府県からいろんなことを伺っております。体系的にかどうかということになりますと、確かに先生の御批判のようなこともあろうかと思っております。ただ個々のケースにつきましましてはいろいろ私どもとしてもお聞かせいただいております。

失敗した例等については、例えばせっかく技術開発で成果が得られても、その間に経済事情というかニーズが変化しちゃってこれを事業化できなくなっちゃったとかいろいろな問題もあります。

し、またこれまでの技術法の場合には必ずしも事業化段階というのには十分に支援できるような措置がありません。そういった反省に基づきまして、今回の法律では事業化段階を十分に視野に入れて、マーケティングまでも支援できるようにそういったことを考えております。

○古川太三郎君 最後の質問になりますけれども、同じような考え方なんですけれども、小規模企業共済が今度改正になります。共済掛金の範囲でお貸しになるんだと、だから取りはぐれはないんだということだろうと思うんですけれども、じゃ自分が積み立てた掛金の範囲内ならば、何らそんな結婚資金とか事業資金とかそういったことの検査しなくて、その方が自由に使えるようにすればいいじゃないですか。何で拘束をするんですか。そこが今やっぱり役所に対して国民の批判があるところじゃないかなと。

先ほどの、認定してそして報告させる、罰則までつける、そこまでの保護が本当は必要かどうかというのと同じ発想なんですけれども、自分の掛けた掛金で引き出すんだとしたら、その枠組みは取っ払って、どうぞ掛金はお使いになつてくださいます。皆さんが四割で回すと言われるんだとしたら私は六割で回したいという人だっておられるかわからない。その知恵というのはいろんな知恵でも大きなものになるかもわからない。だから、この範囲ならお貸ししますと、人のお金なんだからそんなこと言う必要はないと私は思うんですけれども、そのあたりをお聞きして終わりたいと思います。

○政府委員(小川忠夫君) ややそもそも論で恐縮でございますが、小規模企業共済制度の本来の目的が、契約者の提出による掛金を効率的に運用し、これは現在、実際は中期の金融債を中心に、あと国債とか生命保険、金銭信託等、資産のポートフォリオを考えて運用しているわけでございます。共済事由が発生した場合にその運用収入とともに共済金として支給する制度でありますから、支給に至るまでの掛金等については共済金の支給に影響を与えない範囲内でいわゆる還元融資

として契約者に貸し付けを行っていると、こういう考え方でございます。

制度発足以来、小規模企業共済制度の契約者貸し付けの貸付原資となる共済資産の規模が非常に小さい状況下にあつては、共済資産の運用効率それから安定的な運用というものを考えた場合には、貸し付けの範囲を広げますと共済事業の円滑な運営を損なうおそれがあるためにどうしても貸付対象を事業資金に限ってきた、こういうことでございます。

三十年間やっていると、先ほど来申し上げておりますように順調にこの共済制度発展してまいりまして、現在は共済資産が約四兆六千億円に上っております。このように共済資産の規模が格段に大きくなつていくわけでございます。このように制約を維持する必要性は従来に比べますと相対的に小さくなつてきた、こういうふうに私も認識しております。契約者のいろいろな御要望も踏まえながら、今回の制度改正におきましては入院費用とか被災住宅の復旧費用、いわゆる事業に関連する資金を対象に加える、あるいは創業、転業のための資金を新たに貸し付けの対象に加える、こういうふうにしたものでございます。

契約者貸し付けそのものが、経営基盤の脆弱な小規模企業者の事業の廃止等に着眼した本共済制度の共済資産による還元融資で、先ほど来申し上げている性格そのものであります。ですから、共済資産の効率的な運用あるいは共済制度の安定的な運営を図るというふうな観点から考えますと、契約者の事業に全く関係のないもので貸し付けを拡大していくということが必要があるかというふうには考えておるわけでございます。

○古川太三郎君 終わります。

○市川正一君 ます、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法についてであります。これは九四年六月の産構審小委員会の報告書、すなわち、一つ、社会資本整備の拡充、前倒し実施を柱とするマクロ構造調整、二つ、規制緩和推進

計画、三つ、リストラの円滑化、新規産業の展開支援等のための産業構造政策の三位一体の政策が必要であるという立場を受けたものであり、同時にまた十二月の中小企業近代化審議会の答申、すなわち、我が国企業の海外生産の増大、海外からの部品調達拡大によるいわゆる産業の空洞化が生じることも懸念されるとして、既存市場の成熟化等の経済的構造の変化に伴う日本経済の閉塞状況を打破するために創造的事業活動を促進することが我が国経済の活力の確保につながるとの結論を受けて提出されたものと私は理解しております。

今、制定経過をこのように触れましたのは、本法案が直接的には産業空洞化を推進するものではないにしても、異常円高、不況を口実にした大企業のリストラによる生産拠点の海外移転、国内産業空洞化を前提にして、それによって影響を受ける中小企業や創業者を支援するという、そういうモメントといえます。枠組みといいますが、そういうものがあるんだということを私なりに整理したことにはかならずぬのであります。

そこで、本法案の実施によって、先ほど井上委員が触れられました、今中小企業の廃業率が開業率を上回っているというこの現状を、ゆゆしきという言葉を使わなければいけません。どれだけ改善できるのか、また開業率をどれくらい引き上げることになるんだろうか。まず、そこらの実情と見直しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(中田哲雄君) 開業率の低下あるいは廃業率の上昇の要因を私どもいろいろ分析をしております。

これによりまして、例えば開業率の低下の要因といたしましては、開業に必要な設備資金が非常に少なくなつたという問題、あるいは技術革新が急速であるという新たなことなど新しいものを生み出すための競争が非常に厳しくなっているというふうなこと、あるいはまた人材面で独立開業意欲を持つ人が必ずしも多数存在しないという状態になつ

てきているようなこと、こういったような問題がございます。また、廃業率の上昇の原因といいたしましては、非常に急激な環境変化によりましてなかなか対応できない事情が生じている、また経営者の高齢化や後継者難等の問題もある。

このような状況の中で、先ほど来御議論のございます円高その他に伴います海外投資の増加でございますとか、あるいは輸入の増加でございますとか、こういう状況が起こってきたわけでございます。

このような状況の中で中小企業の活力を維持していくためにどうすればよいかということでございますけれども、基本的には環境適応力をつけつつ、新しい分野、新しい事業の展開を支援していくということが大事だろうということで今般の法律の御提案に至っているわけでございます。

具体的にそれでは廃業率の低下、廃業率の上昇がどの程度抑えられるかという点でございますけれども、今申し上げましたようにいろいろな要因が絡み合っています、結果としての数字としての廃業率、開業率の変化が出てきているわけでございますので、今般の法律の一つで要因のことごとくを整理、解決できるかという点、私も必ずしもそうは思っていないわけでございまして、定量的な把握は困難だということでございます。

○市川正一君 たしか中小企業リストラ法の利用は千二百件あったと、こう伺っておりますけれども、本法は、事業開始五年未満の製造業等の中小企業者、売上高の三割以上を試験研究費に充てている中小企業者は特定中小企業者に該当し、七割税額控除または三割特別償却などの設備投資減税が受けられ、新規開業の中小企業者はすべて対象者ですから多くなるということ私は予測し得ると思っております。

しかし、この特定中小企業者で、生産、販売もしくは役務の提供の著しい新規性を有する技術に関する研究開発、またその成果の事業化を行う研究開発等事業計画の認定を受けられる業者については、今回廃止される中小企業技術開発法の認定が

十年間で二百一件、異分野融合化法の認定が七年間で三百九件であったと、こういう実績からしても、結局ごく一部の優良中小企業者だけを対象にする施策になってしまふ、そういうおそれが多分に懸念されるんですが、そういう認識はいかがでしょうか。

○政府委員(中田哲雄君) これまでの技術法あるいは融合化法の運用によりまして、相当数の認定対象が出てきたわけでございます。これらの企業をいろいろな角度から分析をいたしますと、非常に小さな企業、例えば従業員五人程度の企業、資本金百六十万程度の企業から従業員四百人以上の企業に至るまで、非常にバラエティーに富んでいるわけでございます。

ただ、共通しておりますのは、技術の開発に大変熱心である、あるいは知識の融合化等に大変熱心である、かような状況になっているわけでございまして、この技術開発や知識の交流等に熱心だということ、まさに優良企業であるということでございまして、まさに優良企業の方々に御申請いただいている、かように考えているわけでございます。

○市川正一君 もう一つお聞きしたいのは、都道府県知事が認定する、場合によっては市区町村長が認定することになる研究開発等事業計画の認定基準についてなんですが、著しい新規性を有する技術、ノウハウの研究開発やその成果の事業化を実施するとしておりますが、具体的内容をどのようにお考えになつておられるのか。

また、都道府県知事が認定するわけでありますから、全国基準だけでなく、地域経済や地域産業の発展に役立つ新規性の技術の開発など、地域経済の発展に資する、その地域の特長性に見合った新規性を有する技術についても認定できるようにすると非常に活用が広がると思うんですが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(安本皓信君) 本法は、言うまでもありませんが、新たな事業分野の開拓の促進を図る観点から、中小企業により著しい新規性を有する技術に関する研究開発等を支援するものでござ

います。

その場合、著しい新規性とは、それを有する技術とは何かということですが、これは従来にな技術の要素が付加され、研究開発を行わなければ解決し得ないような課題、そういったものを含んでいる技術であるというふうに考えております。

言いかえれば、既に実用化されている技術でありますとか、単なる技術改良等ではなくて、一般的には実用化されていない新しい技術で、その実現のために研究開発努力を必要とするというふうなものを考えております。

また、計画認定に当たりましては、基本的な枠組みはできるだけ統一していかなくないけれども、当然都道府県によりまして委員御指摘のよういろいろな事情があるわけでございますので、その辺は適切な運用ができるように配慮していきたいというふうに考えております。

○市川正一君 地場産業の発展やその他に資するためにも、今おっしゃったように適切な運用、弾力的検討をひとつぜひ進めていただきたいと思っております。

最後にこの問題について、私の体験からも、認定されても無条件で融資などの支援措置がなかなか受けられないというのが今まで中小企業関係の法律では往々にしてございまして、八五年の円高のときに制定された新事業転換法、それから特定地域法についても、私は、九一年八月であります総務庁の行政監察局が法律で認定を受けても政府系金融機関の融資が受けられないと指摘して改善指導をしておることをここで示しまして、九三年十一月の中小企業リストラ法審議の際に、認定されたものについては融資が受けられるようにすべきであるということを主張し、通産省も改善を約束されました。しかし、その後も融資がなかなか受けられないという事例が私どもの方にも寄せられております。

今回の法案では、信用保険法の特例で二千万円まで無担保無保証の新設、また無担保枠が七千万円などの措置を講ずるとしておりますけれども、

支援を受ける中小企業は創業する業者や個人です

から、もともと資金の調達力が不足しております。また、営業実績も乏しい、担保力も弱いという立場にある人々ですから、今まで以上に融資を受けることが厳しいと予想されます。認定を受けた研究開発事業について融資が受けられるように政府の方の金融機関に対する強力な指導が期待されていると思っておりますが、その点お伺いします。

○政府委員(安本皓信君) 政府系中小企業金融機関につきましては、これまでも必要に応じて適切な貸し出しについて指導してきたわけでございます。従来より、貸し付け条件の要件、個々の中小企業者の実情等にに応じて対応が図られているというふうに認識している次第でございます。

いずれにいたしましても、今後とも政府系中小企業金融機関の貸し出し等につきまして十分な目配りをしていきたいというふうに考えております。

○市川正一君 次に私、小規模企業共済法について質問をいたします。

今回の改正は、共済金の運用利回り六・六％の設定に対して、平均の運用利回りが九〇年度が五・八一％、九一年度が五・六三％、九二年度が五・四一％、九三年度が五・二六％に低下している折から、将来の共済制度を維持するために、基本共済金額を四％に引き下げ、運用益で余裕があれば付加共済金を支給するといういわゆる二階建て方式に制度が切りかえられます。

そこで伺いたいのは、新規契約者はもちろん、年六・六％の運用利回りを期待して加入している既存の契約者の共済金についても、今後の分は四％の基礎共済金と付加共済金にされて支給される共済金額が引き下げられることになるんじゃないですか。この点はいかがですか。

○政府委員(小川忠夫君) 先生御指摘のように、また先ほど来御説明申し上げておりますように、今回の共済金の額に係る改正のポイントは、共済金の額の算定方式につきましましていわゆる二階建て方式に改めるということでございます。

新しい二階建て方式制度のもとにおきましては、毎年度の運用収入に対応して付加共済金の額が設定されるということになるために、確かに最近のような異例の低金利水準下では、当面共済金として得られる額が現行制度に比べて低下する可能性が高いものと考えられるわけですが、将来につきましては、金利動向いかんによりますが、共済金の額が現行制度の共済金を上回ることもあり得るという形になるわけでございます。

このように、今回の改正は単純に共済金額を切り下げるといった内容のものではなく、先ほど来御説明申し上げていますように、金利の自由化時代に対応して契約者が契約期間中の金利水準に相応した額の共済金を受給することができるようになるというところにあるわけでございます。ある意味ではそういった時代の変化に対応してより安定的かつ公平な制度とするためのものであると考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○市川正一君 いずれにしても、既存の契約者に対しては引き下げになることはこれは確かなんです。

しかも、四兆六千九百九十一億円の共済資金の運用について見ますと、中小金融公庫・商工中金債あるいは国債を中心に運用する制度の制約からしても、今のうちに公定歩合が一・七五%の低金利時代に共済掛金の運用による収支の均衡を図ることは事実上困難にならざるを得ぬのです。将来の安定給付を確保するためにも、共済金額の二階建て方式による共済契約者の負担によるだけではない、私が言いたいのは、ここからが本編になるんですが、政府が原資を追加する必要があるんじゃないかという問題なんです。

確かに、政府は小規模共済の事務経費は全額負担しております。しかし、小規模事業者の老後生活の安定、国民年金などの公的年金給付の補完という側面を持っている小規模企業共済制度であるんですから、共済金を保障する原資については八

二年から五十三億円にずっと据え置かれたままです、大臣も御承知のとおりです。ですから、共済金の給付を保障するための国庫負担についても今検討すべき段階、そういうふうには私は思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) その部分、私は委員と意見を異にいたします。なぜなら、小規模……

○市川正一君 大事なところではないでしょうか。国務大臣(橋本龍太郎君) いや、あなたの方が私と食い違っています。大変恐縮ですが、委員の方が私と食い違っているわけでありまして、誤解のないよう

にお願いをしたいと思います。小規模企業共済そのものが、本来相互扶助の考え方に基づいて、共済契約者の拠出した掛金とその運用益によって共済契約者の廃業などに対しての共済金を支払うという仕組みになっているわけでありまして、こうした性格を考えました場合に、その運用収入などの変化に応じて国民一般の税金に負担を求めるという性格のものではない、私はそう思っております。

○市川正一君 今回の改正は、確かに掛けどめ制度とかあるいは新規開業、転業への貸付制度の創設など評価すべき点もあるんです。しかし、私が今申しましたように、やはりそういう国民年金の給付補完というふうな性格を持っているその側面から見ても、五十三億に据え置かれたままのこの状況を積極的に改善していく措置を検討すべきじゃないかということをやっているんであって、大事なところになると意見を異にするというのでは、これはそこをもう一歩突っ込んで検討してほしい。

時間が参りましたので、私、以下進めますが、不況の中で零細業者や小規模業者の要望が強かった休業補償制度の導入については、民間保険商品の利用が既に進みつつあること等から、休業に対する補償を現時点で導入することは必要ではないと民間保険商品との競合を理由に見送られているんです。この間の不況の中で、掛金が納付できない

ために事業団による解除、運転資金の確保のため加入者による共済解除を中心とする解除件数が、いたいた資料によりまして九一年度で九万六千件なんです。九二年度は十二万件です。九三年度は十四万件。急増をしておるんです。

(理事中曾根弘文君退席、委員長着席) 共済加入対象者が五百万人いるのに加入者は百五十万で三割強という状況、これをやっぱり打開する必要がある。魅力ある制度にする必要がある。そのためには休業補償給付など積極的な制度改善を図るべきである。不況のときに業者の方は、初めに生命保険や小規模共済を解約して生活資金に充て、じっと耐え忍んでいるんですね。やっぱりそういう実態に即しても、今回三十億円の貸付したあ

の原資を拡大し、そしてその方向に道を開くという点をぜひ研究していただきたいということを要望し、最後に御答弁を承って質問を終わります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 承りました。

○市川正一君 じゃ、検討してください。

○齋正敏君 本法律案提出の背景にある円高問題について質問します。

先ほど自民党議員から一部質疑がありまして大臣が答弁されましたが、中小企業庁が調査をした中小企業円高影響フォローアップ調査の件なんですけれども、先ほど大臣の方から去年とことしの調査の比較のことで、円高の影響についてはことしについては非常に大きいという答えがふえていますというお答えがありましたし、それから輸出の採算レート、これは幾らかというのについては、去年の調査では中央値が百十三円ということであつたけれどもことしは中央値が百十四円となつていて、というお答えでありました。また、九十円でも採算がとれるというふうな答えた企業は二%だとおっしゃったと思うんですが、この数字はちよつと違っているかもしれません、訂正してください。

そういうお答えがありましたので、さらにちよつと具体的に数字を挙げて説明していただきたいんですが、去年は七月と九月に百三十七の中小の企業、中小事業所を対象に円高の影響が調査されているわけですが、結果を見ますと、七月時点では、影響が「かなりある」というのが五三・三%、「多少ある」が一・七、計六五・〇%があると答えています。九月の時点では、「かなりある」が六〇・〇%、「多少ある」が二六・九、計八六・九%があると答えています。昨年の調査時点では一ドルが九十八円から九十九円のレートであつたと思いますが、最近は一ドル前後と一気に円高が進んでおります。ことしの直近、三月になりましたから百三十社余りの事業所を対象にしてこの調査をされたというわけでありまして、ことしの、あるという答えのふえぐあいを具体的な数字で示してください。

○政府委員(鈴木孝男君) 本件の調査の結果は、先ほど大臣から御答弁ありましたように間もなく公式に発表の予定でございますが、その調査によりまして、昨年百円を割った段階の直後の七月と今回の、正式には四十九産地百十二企業でございますが、その調査を比較いたしましたところ、既に影響が出てくるあるいは近い影響が出るというものと、比較、先生今いろいろ御質問ありましたが、大抵数字は先生の御質問の中にもございましたが、昨年七月で既に現時点で影響があるというのは先生御指摘のように六五%、これが今回は「かなりある」、「多少ある」を含めまして、影響あるというのは七五%でございます。

そういう意味で一〇%ふえておりますし、一つの特徴は、先ほど大臣もお話ししましたように、すべての企業が、現在影響ある、あるいは近く影響があると、こう言っております。前回は、昨年の七月の場合には影響がないと見ていた企業が三%弱あつた、そういうふうなことからいいますと、今回の急速な円高というのは輸出型産地の中小企業に対して大変厳しい影響を与えているんではなからうかと私も認識しております。

○齋正敏君 具体的な影響という調査も昨年行われておりますが、これを見ますと、輸出向けの成

約額の減少が七八・四で、値下げ等契約条件の変更が三五・三、為替差損を生じたが二〇・七です。輸入品との競合が厳しくなつた二四・一、既に締結した契約のキャンセルが六・九と。もちろん足して一〇〇になるわけではないんですが、幾つか答えておられる者があるんだと思いますが、これと比べてこしはとういうふうな結果になっているでしょうか。

○政府委員(鈴木孝男君) 今回の調査を見てみますと、輸出向けの成約額の減少が、既にもう現在影響が出ているという企業が七六・二%でござい。値下げ等契約条件の変更、これが四六・四%、為替差損三四・五%、輸入品との競合の激化と答えております企業が三二・一%、既に締結した契約のキャンセル、そういったものを挙げておりますのが一四・三%、そういう比率になっております。

○齋正敏君 特に為替差損を生じたという数字と輸入品との競合が厳しくなつたという回答が著しくふえていると、そういうふうに思います。

採算レートについての答えは昨年と比較してどうだったかお答えいただきたいんですが、昨年のを見ますと、百三十円以上で採算がとれるが三・四、百三十円から百二十五円が五・九、百二十五円から百二十円が一八・六、百二十円から百十五円が一五・三、百十五円から百十円が一四・四、百十円から百五十円が二八・〇、百五十円から百円が九・三、百円から九十円が四・二、九十円から九十円という答えが〇・八、九十円以下〇・〇、なしです。そういうふうになっているんですけど、中央値単純計算が百十三円ということですが、こ

としの結果はどういうふうになっていますか。

○政府委員(鈴木孝男君) 先ほど大臣からも御答弁ありましたように、試算による平均値、これは今回の場合には百十四程度でございまして、前回の九月の調査、このときは百十三円でございますので、中小企業の合理化努力、企業努力によりまして三円程度円高に対して進んでいるんじゃないかなうかと思っております。

また、個々の採算レートについての数字でございしますが、百三十円を超えるものが一九%、百二十五円から百三十円が二・九%、百二十円から百二十五円が一三・六%、百十五円から百二十円が二・六%、百十円から百十五円が二・三%、百五円未満についてでございますが、九十五から百というものが九・七、九十円から九十五は一・九ということでございます。百円未満と挙げているものが一〇%強という形になっております。

○齋正敏君 この輸出採算レートについての昨年とこしの数字を比較しまして、中小企業庁としてはとういうふうな分析されますか。

○政府委員(鈴木孝男君) 中小企業も大変苦しい中で先ほどお話ししましたようなコストの削減あるいは企業合理化を行っておるわけですが、過去の統計でございまして一年間で五円程度がせいぜいというふうな感じでございますが、ことしと昨年の九月との比較ですとまだ半年ということでございますから、今回三円というのは、苦しい中で中小企業の方々の企業努力というのがかなり厳しく中でも行われているんじゃないかなうかと。しかしながら、もうここまで参りますと、大変もうぎりぎりまで来ているんじゃないかなうかと、これは大臣も御答弁されていると思いますが、そういうような認識を私ども中小企業庁としてはいたしております。

○齋正敏君 この調査結果を三つの点で説明してもらいましたが、円高によって国内の特に中小企業は大変な苦境に立たされていると思ひます。大変もうぎりぎりというお話がありました。ぎりぎりを超しているぐらいのこしい状況だと思ひます。

そこで、大臣にお答え願ひたいわけですが、円高、わけでも最近の九十円前後に急激に上がっておりますその円高の原因をどのように分析しておられるか、それが一点です。それから、今後のレートの推移というものはどのように見通しておられるか。もう一つ、三点目には、すべての企業

に、大企業も影響が大きいわけですが、特に中小や零細企業の影響が非常に厳しいと思ひますので、これに対する対策を今回の法律だけではなくてさらに講じていかなきゃならないというふうに認識しておりますが、どのようなことを考えておられるか。

以上の三点についてあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 午前中、大蔵省の国際金融局から答弁に立ちました方は、一つはメキシコの通貨情勢に対する不透明感、欧州を中心とする為替市場におけるマルク高ドル安、こうした市況の中におきまして市場に流れるさまざまな情報をきかけとする投機的取引という点にその説明のポイントを置いておられました。

これは、私はそれぞれに関連してはいない、そしてそのマルクの高値につられて円が引張られている、その事実には確かにそうだと思います。しかし、きょう後場の今の数字は私は聞いておりませんが、恐らくけさからの流れですと八十九円台、八十九円の八十銭から九十銭ぐらいで推移しておりますから、恐らくその流れは余り大きくは変わっていかないということになります。メキシコの情勢だとか欧州の情勢だとか言っているだけのゆとりは我々のところにはありません。

そして、通貨当局に対して、全力を挙げてこの情勢の中で少なくともノーマルと思えるような水準に戻す努力をしていただきたいということを全力を挙げてお願いを申し上げてるところであります。しかし、それはそれとして、我々としてこういう状況が続くことは絶対望みませんし、むしろこの急激な円高に対する対策を必要とするような事態を一日も早く解消していただきたいです。

こうした状況が続きますならば、我々は少なくとも現在与えられておる武器はすべて使わなければなりません。それはまさに今御審議をいただいております法律をも含めまして、平成七年度予算の中にございしますあらゆる手段を講じることによってに尽きます。そして、資金供給の円滑化であ

りますとか販路開拓支援でありますとか総合的な施策は講じますけれども、この状況が続きますならば、七年度予算でお与えをいただきましたその枠というものを対策が軌道に乗りますまでのむしろつなぎとして使わなければならない事態も想定をしなければならなりません。

そして、先般予算委員会においても、私は思い切った公共投資基本計画の前倒しによる補正を主張いたしました。それは、ただ単に阪神・淡路大震災の復興ということだけではなく、この災害というものを生かして災害に強い都市づくりといった柱を立て、それによって内需そのものの拡大を目指す、そうした対応まで考えなければならぬかもしれない。その意味では非常に追い詰められた気持ちでございまして、むしろ通貨当局の全力を挙げての努力を心から願っております。

○齋正敏君 今後の当面する推移はどう見られるかという点だけがなかったのでもちよつとお願いしたいんですが、先ほどの中小企業の輸出採算レートの面から見ますと、今回は百十四という答えが中央値で一番多いわけですが、それから比較しますと現在九十円というところで、それをさらに割ったりしていますから二十円の差があると思ひますが、こしい急激な円高というのは当面とういうふうになっていくと見ておられますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これも我々が勝手に想像することはできませんけれども、午前中の通貨当局としての説明の中には、一つはドイツ連銀のテイトマイヤー総裁の利下げの余地が出てきたという発言、また、アメリカの財務長官あるいは連邦準備制度理事会のグリーンズパン議長の強いドルを期待する、望む、アメリカの経済は十分にそれをふさわしいものであるという発言が出たこと等を御紹介になりながら、G7各国の通貨当局の協調というものを強くアピールしておられました。我々として、今委員もお述べをいただきましたように、中小企業の平均値まさに百十円という

ころ、これはこのしばらくの間に三四分中小企業
の皆さんも努力をされて競争力をつけてこられた
ものがこの変動によって水の泡になっているとい
うことを示すわけでありまして、我々としては通
貨当局としての御判断が一日も早く現実の市場の
姿としてあらわれることを願っておること
であります。

○齋正敏君 大臣の一層のその面での対策などの
検討を期待して質問を終わります。

○委員長(石渡清元君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより両案の討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○市川正一君 私は、小規模企業共済法及び中
小企業事業団法の一部を改正する法律案に対して、
日本共産党を代表して反対討論を行います。

本法案に反対する理由は、日本経済を支える小
規模企業者を対象にした共済制度について、金融
自由化の進展のもとでの低金利時代を口実に、現
行の共済金支給水準を引き下げるからであります。

現行の共済金の運用利回り六・六％に対して、
本法案では、基本共済金を四％に引き下げ、毎年
度の運用益に余裕があれば付加共済金を支給する
という二階建て方式に制度を切りかえるもので
す。九三年度の共済資金の運用利回りが低金利の
ため五・二六％に低下している状況からしても、
共済金の支給額が引き下げられることは明らかで
あります。共済加入者は対象者の三〇％強であり、
円高、不況の中で、九二年度、九三年度の解約、脱
退が十万件を超えている状況から見ても、今回の
共済金の引き下げは共済制度を一層魅力に乏しい
ものにし、その存続の危機すら生じかねないので
あります。

共済資産四兆六千億円の運用について、中小企
業金融公庫、商工中金、国債など中小企業者への
還元を中心とした運用となっている制度の制約か
らして、金融自由化のもとで将来の安定給付を確

保するためには、共済事業への出資や運営費補助
を大幅に拡大することが当然であります。

小規模企業共済制度が、小規模企業者の廃業や
老後の生活の安定、公的年金制度を補完する側面
を持つ制度からしても、将来の安定給付を保障す
るために、出資などの財政的支援や魅力ある制度
にするための休業補償給付の創設など、制度の抜
本的な改善を要求するものであります。

以上、本法案に対する反対討論を終わります。

○委員長(石渡清元君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。
まず、小規模企業共済法及び中小企業事業団法
の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石渡清元君) 多数と認めます。よって、
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、中小企業の創造的事業活動の促進に関す
る臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石渡清元君) 全会一致と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石渡清元君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

平成七年四月三日印刷

平成七年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局